

# 工事請負契約書第 2 4 条第 5 項（単品スライド条項） 運用マニュアル（改訂版）

平成 2 1 年 1 月

東京都下水道局

## 目 次

第 1 章 総則	1
1-1 工事請負契約書第 24 条(スライド条項)の考え方	1
1-1-1 スライド条項及び単品スライド条項の導入経緯	1
1-1-2 スライド条項の趣旨	1
1-1-3 全体スライド条項と単品スライド条項の関係	1
1-2 対象工事	2
1-3 対象品目	2
1-3-1 対象品目の選定の考え方	2
1-3-2 スライド額の算定の対象とする品目	3
1-4 対象工事費の考え方	3
1-5 スライド額算定	3
1-5-1 スライド額算定の方法について	3
1-5-2 出来高部分払いを行った場合の対象数量について	5
1-6 全体スライド条項併用時の特例	5
1-7 適用期間	6
第 2 章 鋼材類	7
2-1 対象材料	7
2-1-1 対象材料の考え方	7
2-1-2 その他市場単価、リース品の扱いなど	9
2-2 対象数量	10
2-3 請負者への確認事項	11
2-4 単価(実勢価格の算定)	13
2-4-1 変動前の価格の決定方法	13
2-4-2 変動後の実勢価格の決定方法	13
2-5 購入価格の補正方法	14
2-6 変動額の算定	14
2-7 計算例	15
第 3 章 燃料油	23
3-1 対象材料	23
3-2 対象数量	23
3-2-1 対象数量の考え方	23
3-2-2 対象推量の算定方法	24
3-2-3 その他	24
3-3 請負者への確認事項	24
3-4 単価(実勢価格の算定)	26
3-4-1 変動前の価格の決定方法	26

3-4-2	変動後の実勢価格の決定方法	.....	26
3-4-3	購入価格の補正方法	.....	27
3-5	変動額の算定	.....	27
3-6	算出例	.....	27
3-6-1	各種資材の運搬に係る燃料油の算出方法	.....	27
3-6-2	機材運搬に係る燃料油の算出方法	.....	28
3-6-3	直接工事費に計上される運搬費	.....	32
3-6-4	計算事例	.....	33
第4章	アスファルト	.....	35
4-1	対象材料	.....	35
4-2	対象数量	.....	35
4-3	請負者への確認事項	.....	35
4-4	単価(実勢価格の算定)	.....	36
4-5	購入価格の補正方法	.....	36
4-6	変動額の算定	.....	36
4-7	算出例	.....	37
第5章	その他の資材	.....	39
5-1	対象材料	.....	39
5-1-1	対象材料の考え方	.....	39
第6章	請求等手続き及び提出様式	.....	40
6-1	請求時期	.....	40
6-2	協議手続き	.....	41
6-3	設計変更の手続き	.....	42
6-4	既済部分検査	.....	42
6-5	部分引き渡しにかかる指定部分の取扱い	.....	42
6-6	単品スライド条項運用の手順及び様式	.....	43
第7章	その他	.....	44
7-1	単品スライド条項に関する相談窓口	.....	44
 【添付資料】			
	単品スライド条項運用に関する様式集	.....	45

【参考資料】

……………別添資料

1. 資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更等について  
(H20. 6. 13 国土交通省)
2. 工事請負契約書第 2 5 条第 5 項(単品スライド条項)の運用について(国土交通省  
運用基準)  
(H20. 6. 13 国土交通省)
3. 工事請負契約における単品スライド条項適用実施について(H20. 6. 16 財務局)
4. 資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更等について  
(H20. 9. 10 国土交通省)
5. 工事請負契約における単品スライド条項の運用について  
( H20. 9. 12 財務局、交通局、水道局、下水道局)
6. 「東京都契約事務規則第 3 7 条第 1 項の規定に基づく工事請負契約に係る標準契  
約書第 2 4 条第 5 項の運用についての取扱」の策定について(通知)  
(H20. 9. 12 財務局)
7. 東京都契約事務規則第 3 7 条第 1 項の規定に基づく工事請負契約に係る標準契  
約書第 2 4 条第 5 項の運用についての取扱(東京都運用基準)  
(H20. 9. 12 財務局)
8. 東京都下水道局契約事務規則第 3 7 条第 1 項の規定に基づく工事請負契約に係  
る標準契約書第 2 4 条第 5 項の運用についての取扱(下水道局運用基準)  
(H20. 9. 12 下水道局)
9. 「東京都契約事務規則第 3 7 条第 1 項の規定に基づく工事請負契約に係る標準契  
約書第 2 4 条第 5 項の運用についての取扱」 9 の規定に基づく鋼材類又は燃料  
油以外の材料について  
(H20. 10. 21 財務局)
10. 「東京都契約事務規則第 3 7 条第 1 項の規定に基づく工事請負契約に係る標準契  
約書第 2 4 条第 5 項の運用についての取扱」 9 の規定に基づく鋼材類又は燃料  
油以外の材料について  
(H20. 11. 21 下水道局)
11. アスファルト類における単品スライドへの対応について  
(H20. 11. 28 国土交通省)

(注)本資料の取扱いについて

本マニュアルは、単品スライド条項の運用について、発注者の認識の共有化をはかるため、国土交通省マニュアルを参考に、東京都下水道局の土木・建築・機械設備・電気設備工事を対象に、一般的な考え方を整理したものに、その後、国土交通省からの「アスファルト類における単品スライドへの対応について」の参考送付を受け、改定したものである。

アスファルト類についての運用は、「地域によって著しい価格の上昇が見られる資材について、請負者からの請求に基づき、発注者が請負代金額への影響があると判断した場合についても、単品スライド条項の適用対象品目とすることができる」としたところである。

今後も引き続き、国土交通省の動向にも注視するとともに、単品スライド条項の協議の事例等も踏まえ、本内容についても適宜追加・修正を行うとともにわかりやすいものにする予定である。

また、本マニュアルによりがたい場合は、本局主管課及び技術開発課に問い合わせをしていただきたい。

平成 21 年 1 月 1 日

## 第 1 章 総則

### 1-1 工事請負契約書第 24 条(スライド条項)の考え方

#### 1-1-1 スライド条項及び単品スライド条項の導入経緯

- ・昭和 24 年の建設業法の制定に伴い、昭和 25 年の標準請負契約約款の策定当初から、第 25 条に物価の変動等による請負代金額の変更(いわゆるスライド条項)が規定。【当局約款では第 24 条】
- ・現在の第 5 項の単品スライド条項は、昭和 56 年に標準請負契約約款に追加。

- ① 昭和 24 年の建設業法の制定により建設工事における請負契約関係の片務性の排除と不明確性の是正が明文化されたことに伴い、昭和 25 年の建設工事標準請負契約約款制定時より、物価の変動等による請負代金額の変更(いわゆるスライド条項)が規定された。
- ② その後、規定の明確化や変更が行われ、昭和 47 年以降は、「全体スライド条項」と「インフレスライド条項」が規定されていた。しかし、昭和 54、55 年にかけて、第二次オイルショックが発生した際、一部の石油関連資材価格の高騰があり、この状況に対応するための暫定措置として「特約条項」を設けて対応した。
- ③ 現在の第 25 条第 5 項(単品スライド条項)【当局約款では第 24 条】は、昭和 56 年にこの「特約条項」が一般化され、公共工事標準請負契約約款に規定されたものである。

#### 1-1-2 スライド条項の趣旨

- ・受注者と発注者とは対等との考えのもと、片務性を解消するため、受注者のみに合理的な範囲を超える価格の変動を負担させないとの基本的考え方。

- ① 建設工事は、工期が長期にわたるため、その間の事情の変更に左右される事もあるが、通常合理的な範囲内の価格の変動は契約当初から予見可能なものとして請負代金額を変更する必要はないというのが基本的な考え方である。
- ② しかし、通常合理的な範囲を超える価格の変動については、契約当事者の一方のみにその負担を負わせることは適当でなく、発注者と受注者で負担を分担すべきものであるとの考え方の下、標準請負契約約款第 25 条が規定されているものである。【当局約款では第 24 条】

#### 1-1-3 全体スライド条項と単品スライド条項の関係

- ・全体スライド条項は、請負契約後 1 年を経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合の中間修正的な変更であるのに対し、単品スライド条項は、特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の精算的な変更。

- ① 全体スライド条項は、請負契約後 1 年を経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合の諸経費等の変更も含む中間修正的な変更である。
- ② 一方、単品スライド条項は、特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の精算的な変更である。すなわち、対象となる材料価格の変動のみが請負代金額変更の要素となるものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。
- ③ また、単品スライド条項は企業の規模を問わずあらゆる工事を対象とするものであることから、受注者の負担割合は標準請負契約約款の第 29 条【当局約款では第 28 条】の「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益までは損なわれる事がないよう定められた「1%」を採用したものである。なお、全体スライド条項は、1 年以上の長期間にわたる工事を対象とする規定であり、比較的大きい建設業者が受注している事が前提になっている事から、受注者の負担すべき割合を 1.5%としている。
- ④ しかし、東京都では東京都各局の受注業者の多くが中小企業の請負者であるため、受注者負担については、対象工事費の 0.5%とした。

## 1-2 対象工事

- ・ 下記対象品目毎の適用日において、継続中の工事及び今後の新規発注工事が請求対象。  
 適用日：平成 20 年 6 月 16 日  
     「鋼材類」及び「燃料油」  
 適用日：平成 20 年 9 月 12 日  
     「アスファルト類」  
     「その他の資材」（鋼材類及び燃料油並びにアスファルト類以外の工事材料）

単品スライド条項の適用の対象となる工事は、対象品目ごとに定める適用日時点で実施中の工事や今後新たに発注される工事が請求対象となる。既に工期が終了している工事については、請求対象とならない。

## 1-3 対象品目

### 1-3-1 対象品目の選定の考え方

- ・ 対象材料は、主要な材料で価格の高騰が見られる鋼材類、燃料油、アスファルト類及びその他の資材。

- ① 工事請負契約書第 24 条第 5 項に、「主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったとき」とされており、契約金額に通常合理的な範囲を超える影響が生じるほど全国的に価格が高騰している「鋼材類」と「燃料油」と「アスファルト類」及び「その他の資材」の品目を対象と選定したものである。
- ② 対象となる材料については、請負者から請求があった材料の中から甲乙協議の上決定するものであり、請求のない材料まで対象とする趣旨ではない。

### 1-3-2 スライド額の算定の対象とする品目

- ・各工事においてスライド額の算定の対象となるのは、「鋼材類」、「燃料油」、「アスファルト類」、「その他の資材」のうち、品目類ごとの増額分が対象工事費の 1% を超える品目が対象。

- ① 品目毎の変動額が対象工事費の 1% を超える場合について、その品目をスライド額の適用対象とする。
- ③ 「鋼材類」、「燃料油」、「アスファルト類」、「その他の資材」の増額分の合計額が対象工事費の 1% を超えるものを適用対象とするのではない。  
例えば、鋼材類の増額分の合計額が対象工事費の 2%、燃料油が 0.5% の場合、鋼材類のみ対象となり、燃料油は対象とならない。

### 1-4 対象工事費の考え方

- ・「対象工事費」とは、施行日以前に部分払いを行った出来高部分や部分引き渡しを行った部分を、最終的な全体工事費から除いたもの。

- ① 施行日（鋼材類・燃料油は、平成 20 年 6 月 16 日。アスファルト類・その他資材は、平成 20 年 9 月 12 日。）以前に既済検査を受けた場合の「対象工事費」は、最終の全体工事費からその既済検査における出来高金額を引いた額とする。  
なお、出来高金額は、支払額ではないことに留意すること。
- ② 施行日以降の既済検査は単品スライドの対象とするので、全体工事費から控除する必要はない。
- ③ このような考え方は、対象工事費だけでなく、スライド額の算定の対象とする数量についても適用される。

### 1-5 スライド額算定

#### 1-5-1 スライド額算定の方法について

- ・「スライド額」とは、材料価格の変動に伴う変動額のうち、対象工事費の 0.5% を超える額。
- ・ただし、それぞれの品目毎の変動後の金額は、実勢価格に基づき算出した額と実際の購入金額とのどちらか低い方とする。

- ① 1-3 により対象となった「鋼材類」「燃料油」「アスファルト類」「その他の資材」のそれぞれの品目ごとに、その品目に該当する各材料の当初の価格（設計単価に数量、落札比率、消費税率を乗じた額）と変動後の価格（実際に当該品目を購入した期間中の平均的な実勢単価に、数量、落札比率及び消費税率を乗じた額）との差額の合計額（変動額）から、変動前の対象工事費（1-4 参照）の 0.5% を差し引いて算出する。
- ② なお、「鋼材類」「燃料油」「アスファルト類」「その他の資材」の品目毎に算出した変動後の価格よりも、それぞれの品目毎の実際の購入価格の方が低い場合は、実際の購入価格とする（この場合には落札比率は乗じない）。

$$\text{スライド額} = \text{鋼材の変動額} + \text{燃料油の変動額} + \text{アスファルト類の変動額} + \text{その他の資材の変動額} - \text{対象工事費} \times 0.5\%$$

$$= (M_{\text{【変更】《鋼》}} - M_{\text{【当初】《鋼》}}) + (M_{\text{【変更】《油》}} - M_{\text{【当初】《油》}}) + (M_{\text{【変更】《A s》}} - M_{\text{【当初】《A s》}}) + (M_{\text{【変更】《資材》}} - M_{\text{【当初】《資材》}}) - P \times 5/1000$$

価格変動前の「鋼材類」、「燃料油」、「アスファルト類」及び「その他の資材」金額

$$M_{\text{【当初】《鋼》}}, M_{\text{【当初】《油》}}, M_{\text{【当初】《A s》}}, M_{\text{【当初】《資材》}}$$

$$= \text{設計単価} \times \text{対象数量} \times \text{落札比率} \times \text{消費税率}$$

$$= \{p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m\} \times k \times 105 / 100$$

価格変動後の「鋼材類」、「燃料油」、「アスファルト類」及び「その他の資材」金額

$$M_{\text{【変更】《鋼》}}, M_{\text{【変更】《油》}}, M_{\text{【変更】《A s》}}, M_{\text{【変更】《資材》}}$$

$$= \text{変動後の実勢価格} \times \text{対象数量} \times \text{落札比率} \times \text{消費税率}$$

$$= \{p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m\} \times k \times 105 / 100$$

※ただし、上記の式に基づき算出した  $M_{\text{【変更】《鋼》}}, M_{\text{【変更】《油》}, M_{\text{【変更】《A s》}, M_{\text{【変更】《資材》}}$  よりも、実際の購入金額の方が安い場合は、 $M_{\text{【変更】《鋼》}, M_{\text{【変更】《油》}, M_{\text{【変更】《A s》}, M_{\text{【変更】《資材》}}$  は実際の購入金額とする。

p : 各対象材料の設計単価

p' : 購入時点における各対象材料の実勢単価（購入時期毎の数量に応じた加重平均値とする。ただし、購入先や購入時期、購入金額等を請負者が証明していない燃料油分については、工事期間の平均値（工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格）。

D : 各対象材料について算定した対象数量

k : 落札比率

P : 対象工事費

(計算例)

計算例 1

(消費税込み)

契約金額	200,000,000			1%相当額	2,000,000
主要材料	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	1,000,000	1,200,000	200,000	×
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	1,500,000	1,800,000	300,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,400,000	2,400,000	
スライド額 S = 2,400,000 - 1,000,000 = 1,400,000 ※1					

計算例 2

(消費税込み)

契約金額	100,000,000			1%相当額	1,000,000
主要材料	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	5,000,000	6,000,000	1,000,000	○
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	5,500,000	6,600,000	1,100,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,400,000	2,400,000	
スライド額 S = 1,100,000 + 2,400,000 - 500,000 = 3,000,000 ※1					

注) 価格変動前の金額 = 設計単価 × 対象数量 × 落札比率 × 消費税率  
 価格変動後の金額 = 変動後の実勢価格 × 対象数量 × 落札比率 × 消費税率  
 ただし、実際の購入価格を採用した場合には落札比率は乗じない。

※1 請負者負担 = 対象工事費の 0.5% 相当額

## 1-5-2 出来高部分払いを行った場合の対象数量について

- ・既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

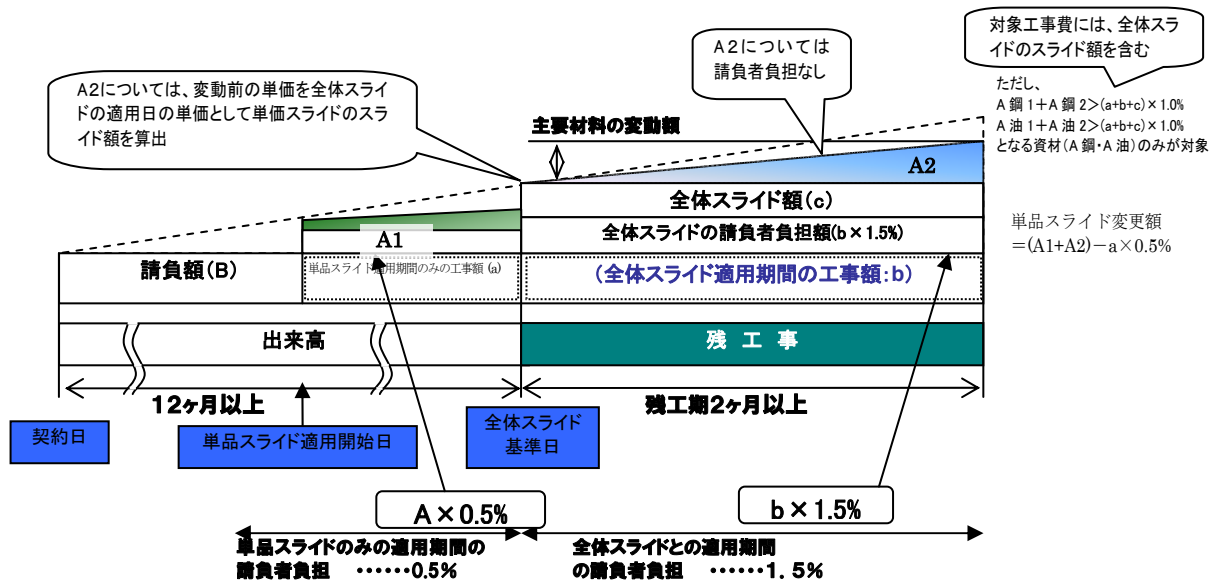
「鋼材類」「アスファルト類」及び「その他の資材」については、出来高部分に該当する数量を控除した数量を設計数量とするが、「燃料油」については、出来高率に基づき設計数量を算出することも可能とする。

## 1-6 全体スライド条項併用時の特例

- ・全体スライド条項のみによるスライド額を算定の上で、その対象とはならない価格上昇を単品スライド条項で反映することは可能。
- ・全体スライド条項と単品スライド条項とを併用した期間においては、
  - ①単品スライド条項の変動前の単価は全体スライド条項の適用日の単価を用いる。
  - ②単品スライド条項に係る請負者負担は求めない。
- ・単品スライド条項の発動の可否を判断するために 1% を乗じる対象工事費（1-4 参照）には、全体スライド条項のスライド額を含む。

- ① 全体スライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まず全体スライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、全体スライド条項との重複を防止するため、全体スライド条項の対象とした数量については、変動前の単価を全体スライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。
- ② また、全体スライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては残工事費の 1.5%、後者においては対象工事費の 0.5%、それぞれで請負者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、請負者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。
- ③ このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の工事費の 0.5% を請負者の負担とするが、全体スライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、全体スライド条項の適用により請負者が負担する残工事費の 1.5% をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方にに基づき、単品スライド条項に係る 0.5% 分の負担を求めないこととした。
- ④ さらに、1-4 で述べたように、単品スライド条項に係る対象工事費は基本的には最終的な全体工事費であり、全体スライド条項と併用した場合の対象工事費は全体スライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価となる。

注) 1-4 とおり、単品スライド条項の対象工事費は、最終的な全体工事費から、部分払いを行った出来高部分や部分引き渡しを行った部分を除いたもの。図中の単品スライド条項適用開始日はそれをわかりやすく表現したもので、通達の発出日ではない。



### 1-7 適用期間

- 鋼材類及び燃料油については、平成20年6月16日からの適用。また、アスファルト及びその他の資材については、平成20年9月12日より適用とし、当分の間の暫定的な措置とする。

## 第 2 章 鋼材類

### 2-1 対象材料

#### 2-1-1 対象材料の考え方

- ・ H 形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼 2 次製品、セグメント、スクラップ等、鋼材を主材料として構成されている材料を対象にする。
- ・ ただし、鋼材類を一部にしか含まないコンクリート二次製品等や、価格変動の要因が鋼材とは異なる非鉄金属は対象としない。
- ・ 鋼材類を材料とする機器は、原則として対象としない。

- ① 鋼材 2 次製品（ロックボルトなど）、鋼材から加工された道路用資材や橋梁用資材の一部（ガードレールや PC より線）、スクラップなども対象とする。また、鋼板等のエクストラ料についても、材料費の一部をなすものとして対象とする。
- ② 鋼材類を一部に含むコンクリート二次製品等については、その中に含まれる鋼材類に係る部分のみを分離して価格を算出することが困難であることから、対象材料とはしない。（しかしながら、設計図面に配筋図等が明記されているなど、その必要数量が明らかになっており、かつ、購入価格、購入先及び搬入時期が証明されること等により変動額の妥当性が客観的に評価できれば、対象材料となる可能性が排除されるものではない。）
- ③ なお、非鉄金属（アルミニウム、鉛、金、銀、銅、ニッケル等）は、対象としない。
- ④ プラント設備機器は、製品を構成する鋼材の種類が多く、構造も複雑なため、鋼材材料費変動額の算定は困難であることから、原則として対象としない。

#### 対象材料一覧（例）

品 目	品 名（例）	規 格（例）	単 位
鋼板	鋼板（販売）	厚板 無規格 $12 \leq t \leq 25$	t
杭	鋼管杭	SKK400	t
杭	SC杭	SKK400	本
鋼製矢板	鋼矢板	SY295	t
異形棒鋼	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345 D16~25	t
形鋼	H形鋼	SS400 300×300	t
セグメント	鋼製セグメント	SM490A	m
ライナープレート	ライナープレート（円形）	メッキ仕上げ 3,000mm t=4.0mm	m
鉄鋼二次製品	摩擦接合用高力ボルト（六角）	F10T M22×100	組
鋼製建具	鋼製ドア	SS製	箇所

品 目	品 名 (例)	規 格 (例)	単 位
ダクト		亜鉛鉄板等	m
電線管		薄鋼、厚鋼	m
鋼板切板		S M、S M	t
スクラップ		S S、S U S、鑄鉄、配管類	t
ダクタイル 鑄鉄管	直管、異形管	モルタルライニング 4 0 0mm	t
鋼管	直管、異形管	S G P 黒 2 0 0mm	m

※ 対象材量一覧(例)は代表的な品目を列記したものである。各工事における対象材料は、上記 2-1-1 の対象材料の考え方にに基づき、本局主管課と協議の上、適用対象の可否を判断することとする。

また、鋼材類(各品目毎)は、材料の取引形態に照らし対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格を確認する事が可能であることから、それが証明できる納品書、請求書、領収書の全ての提出を請負者に求めることとし、提出がされない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としない。

## 2-1-2 その他市場単価、リース品の扱いなど

### 1) 市場単価

・市場単価を用いて積算した場合で、材料費を含む市場単価でも、設計図書に数量が記載されている場合は対象とすることができる。

- ① 市場単価が材料費を分離できない構成となっているものは、材料費のみを別途算出することは不可能であるが、設計図書に鋼材類が明示されている場合は、その数量については対象とすることができる。この場合、市場単価に代えてその材料の実勢価格を変動前、変動後の価格として変動額を算出するものとする。また、購入価格、購入先及び購入時期が証明されることが必要であるのは、市場単価以外の場合と同様である。

#### 鋼材類を含む市場単価工種（例）

工 種	名 称	規 格	単 位
防護柵設置工（ガードレール）	防護柵設置工（ガードレール設置工）	土中建込、 コンクリート建込	m
	防護柵設置工（ガードレール設置工） 耐雪型	土中建込、 コンクリート建込	m
防護柵設置工（ガードパイプ）	防護柵設置工（ガードパイプ設置工）	土中建込、 コンクリート建込	m
道路標識設置工	標識柱・基礎設置（路側式）		基
	標識板設置 （案内標識（路線番号除く））		m <sup>2</sup>
	添架式標識板取付金具設置	信号アーム、照明柱、 既設標識柱	基
軽量鉄骨下地工	軽量鉄骨壁下地	スタッド50形、 @300	m <sup>2</sup>
	屋内軽量鉄骨天井下地	野縁19形、 @300	m <sup>2</sup>
防水工	屋根アスファルト防水	A-2 密着工法	m <sup>2</sup>
ケーブルラック工	ケーブルラック・はしご形	1段積み 200A	m

注）例示の工種は市場単価に材料費が含まれている工種である。

## 2) 賃料・損料（リース料金）等の取り扱い

・鋼材類の賃料・損料についても対象とすることができる。

- ① リース契約の鋼材類についても、同一要因による鋼材の価格上昇に伴って、既にリース料や不足弁償金が上昇していることから、対象とする。なお、一度リース契約を結んだものは契約途中でその価格が変更されることはなないため、変更後の価格は、当該材料のリースを始めた月の価格とする。また、複数の月でリースを開始している場合は、他の材料と同様にその数量に応じて加重平均すること。
- ② リース契約の鋼材類のうち、足場工など諸雑費として計上されているものは、当初の数量や金額の算出が困難であるため、原則として対象としない。

### 2-2 対象数量

・鋼材類については、原則、発注者の設計数量（設計図書に記載された数量）を対象とする。なお、設計時点でロス分を計上した場合は、ロス分についてスクラップ等で売却する金額についても適切に処理する。（但し、異形棒鋼は除く）

・仮設工など、発注者の設計数量が明示されていない場合は、甲の設計数量を対象数量とすることができる。

#### 1) 設計書に記載された数量がある場合の取扱い

#### 証明された数量と対象数量の考え方

設計図書の数量 ≤ 証明数量 ≤ 設計数量	→ 対象材料。対象数量は証明数量
証明数量 < 設計図書の数量	→ 当該材料は対象材料とならない
設計数量 < 証明数量	→ 対象材料。対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量：設計図書（工事主要数量表や図面等）に記載されている数量  
 設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量  
 証明数量：請負者から証明された数量

- ① ロス分（異形棒鋼は除く）については、積算上スクラップとして売却することとなっており、ロス分を計上している場合は、スクラップも対象材料として売却金額の上昇分を計算に含める。なお、スクラップの単価は、実勢価格の工期の平均値と、請負者が当該工事に該当するとして一部提出したスクラップの売却単価の最大値との高い方の値）などの措置を講じることが必要である。
- 2) 一式で計上されている仮設工など  
 一式で計上されている任意仮設について、請負者からの請求があった場合は、発注者が仮設として想定した鋼材類についてその設計数量を対象数量とする。
- 3) その他
  - ① 施行日前に既済部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いたものを設計数量とする。
  - ② 価格の下落が見られる材料については、上昇の場合と同一の考え方で、発注者から請負代金額の変更の請求をその材料に対して行うことができるものとする。

## 2-3 請負者への確認事項

- ・ 鋼材類は、材料の取引形態に照らし対象数量全量の購入の時期、購入先及び購入価格を確認することが可能であるため、それが証明できる納品書、請求書、領収書の全ての提出を請負者に求めること。
- ・ 提出されない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としない。

- ① ミルシートは鋼材類の品質を証明する書類であり、当該工事で購入した材料の数量等を証明できない場合があるが、当該工事の数量、納品時期が証明できる場合は、納品書に替えることができる。
- ② 下請企業等が購入している場合は、その企業の書類（納品書請求書や領収書）で問題ないが、施工体制台帳等で当該企業がその工事に従事していることを別途確認すること。
- ③ 必要な証明書類が提出されない場合や提出された書類の信憑性がない場合など、現場への搬入時期等を確認できない材料は単品スライド条項の対象材料としない。なお、ここでいう材料とは規格毎の材料という意味であり、搬入時期等を確認できない材料があつたとしても規格が異なる他の材料まで単品スライド条項の対象材料としないという趣旨ではない。
- ④ 任意仮設に対する請求があり、かつ、請負者の実際の施工が発注者の想定と異なる場合は、請負者の仮設工に必要な他の材料の現場搬入時期を証明する書類をもって証明できることとする。
- ⑤ 鋼桁、門扉などのように、工場に直接搬入される場合の搬入時期は工場に搬入される時期とする。

(請求書の例)

請 求 書								
33605		建設部		殿		00002713		
22		6		発行年月日		株式会社		
送り先		〒		〒		TEL		
注文番号		019891		支払方法		7/20 30%		FAX
				日取全		70% 125		日手形
月 日	寸法	品 名 - 規 格	長 さ	員 数	価 値	単 価	金 額	
05/19	7313	SD345 D 13	6.50	52	0.336	71.000	23,856	
05/19	7313		10.00	23	0.229	71.000	16,259	
合 計						0.565	40,115	
工事名		橋下部工事 A1橋台						
及送り先								

(納品書の例)

納 品 書								
33605		建設部		殿		00002718		
22		6		発行年月日		株式会社		
送り先		〒		〒		TEL		
注文番号		019891		支払方法		7/20 30%		FAX
				日取全		70% 125		日手形
月 日	寸法	品 名 - 規 格	長 さ	員 数	価 値	単 価	金 額	
06/13	1338	SD345 D 38	4.50	14	0.564			
06/13	1338		6.00	16	0.859			
06/13	1338		7.00	48	3.006			
06/13	1338		7.50	4	0.268			
06/13	1338		8.50	60	4.566			
06/13	1338		9.00	36	2.902			
06/13	1338		10.00	12	1.074			
06/13	1338		10.50	116	10.904			
06/13	1338		12.00	116	12.412			
合 計						35.554		
工事名		橋下部工事 A1橋台						
及送り先								

## 2-4 単価（実勢価格の算定）

### 2-4-1 変動前の価格の決定方法

- ・変動前の価格を算出するための単価は、設計単価とする。

一般的に請負者は、自らが当初想定した金額を根拠に単品スライド条項を請求するものと考えられるが、請負者の想定した金額の妥当性を客観的に証明することは実態上困難であることから、変動前の価格は予定価格を算出する際に用いた単価とする。

また、設計変更を実施した場合、新規工種を追加変更した場合も変更金額を算出するために用いた単価とする。

### 2-4-2 変動後の実勢価格の決定方法

- ・価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、対象材料を購入した月の物価資料の価格とする。
- ・物価資料に掲載されていない材料は、原則個別の実取引価格（請負者の購入価格）を実勢価格とするが、必要に応じ購入価格の妥当性を確認すること。

- ① ここでいう物価資料とは、「建設物価」及び「積算資料」をいい、その両方に掲載がある場合は、比較のうえ安い金額とする。
- ② 特別調査や見積り等による場合  
 当初積算が特別調査や見積りによる材料など、既存の物価資料に価格が掲載されていない場合は、過去の価格に遡って特別調査や見積りを実施することが困難であることから、個別の実取引価格（請負者の購入価格）を実勢価格とすることを原則とする。しかし、取引の実態と乖離した高い価格を請求されることを回避するため、実際の購入価格が著しく高いと思われる場合など、必要に応じて、類似品目の材料との価格の比較や調査機関への問い合わせを行うなどにより、価格の妥当性を確認するものとする。

#### 変動後の鋼材類の価格決定

区 分	スライド単価の決定方法
物価資料に掲載がある場合	当該月の物価資料により単価を設定する。
特別調査（定期調査、臨時調査）による場合	現段階において、過去の価格を調査することや見積りを収集することが困難であるため、個別の実取引価格（請負者の購入価格）を実勢価格とすることを原則とする。
見積りによる場合	

- ・ 月毎の購入数量に応じて加重平均して算出した価格に、対象数量を乗じて算出。

- ① 請負者が実際に材料を購入した状況に応じ、複数の月に対象材料が購入された場合については、加重平均により平均的な単価を決定し、対象数量を乗じて、変動後の価格を算出することとする。
- ③ 購入数量は、納品書等による数量とする。
- ④ 実購入額（請負者の購入価格）を採用する場合は、加重平均はしない。  
（2-7 計算例を参照）

## 2-5 購入価格の補正方法

- ・ 対象材料における購入数量が対象数量と同数の場合は、実際の購入金額。
- ・ 購入数量が対象数量以上の場合は、実際の購入金額×対象数量÷購入数量。

購入数量が対象数量以上の場合は、実際の購入金額を対象数量に換算した金額を乙の購入価格とする。

## 2-6 変動額の算定

- ・ 1-5 の算定式に基づき、変動額を算出する。

$$\text{変動額} = (M_{\text{【変更】鋼}} - M_{\text{【当初】鋼}})$$

$$\begin{aligned} M_{\text{【当初】鋼}} & (\text{価格変動前の鋼材類の金額}) \\ & = \text{設計単価} \times \text{対象数量} \times \text{落札比率} \times \text{消費税率} \\ & = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} M_{\text{【変更】鋼}} & (\text{価格変動後の鋼材類の金額}) \\ & = \text{変動後の実勢価格} \times \text{対象数量} \times \text{落札比率} \times \text{消費税率} \\ & = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100 \end{aligned}$$

※ただし、上記の式に基づき算出した  $M_{\text{【変更】鋼}}$  よりも、乙の購入価格の方が安い場合は、 $M_{\text{【変更】鋼}}$  は乙の購入価格とする。（その際、落札比率は乗じない。）

- $p$  : 各対象材料の設計単価
- $p'$  : 搬入時点における各対象材料の実勢単価
- $D$  : 各対象材料について算定した対象数量
- $k$  : 落札比率

2-7 計算例

計算例(その1)

起工額	200,000,000	
契約額	180,000,000	
変更契約額	210,000,000	(P)
落札比率	90%	(K)

■ M【当初】≪鋼≫の算出

発注者(設計価格)

品名	規格	設計単価	設計数量(t)	合計金額
H形鋼	300×300	70,000	100	7,000,000
H形鋼	350×350	75,000	100	7,500,000
異形棒鋼	SD345径16	80,000	50	4,000,000
計				18,500,000
M【当初】≪鋼≫	計 × K(落札比率) × 1.05(消費税相当額)			17,482,500

設計図書より

■ M【変動】≪鋼≫の算出=乙購入額と甲計算額の比較

請負業者(購入価格)

		4月	5月	6月	証明使用数量(t)	実購入金額	補正購入金額
H形鋼 300×300	購入単価	90,000	95,000	95,000	110	10,250,000	9,318,000
	使用数量(t)	40	40	30			
H形鋼 350×350	購入単価	95,000	100,000	100,000	100	9,850,000	9,850,000
	使用数量(t)	30	40	30			
異形棒鋼 SD345径16	購入単価	100,000	100,000	110,000	50	5,100,000	5,100,000
	使用数量(t)	20	20	10			
計							24,268,000
乙購入額	計 × 1.05(消費税相当額)						25,481,400

注1)

ここでは、落札比率はかけない

注1)  $10,250,000(\text{実購入金額}) \times \frac{100(\text{設計数量})}{110(\text{使用数量})} = 9,318,000(\text{補正購入金額})$

発注者(実勢価格)

		4月	5月	6月	証明使用数量(t)	加重平均単価	設計数量(t)	金額
H形鋼 300×300	実勢単価	80,000	85,000	90,000	110	84,500	100	8,450,000
	証明数量(t)	40	40	30				
H形鋼 350×350	実勢単価	85,000	90,000	95,000	100	90,000	100	9,000,000
	証明数量(t)	30	40	30				
異形棒鋼 SD345径16	実勢単価	100,000	110,000	120,000	50	108,000	50	5,400,000
	証明数量(t)	20	20	10				
計								22,850,000
甲計算額	計 × K(落札比率) × 1.05(消費税相当額)							21,593,250

請負業者(証明数量)

注2)

甲の設計数量

注2)  $\frac{4月(80,000 \times 40) + 5月(85,000 \times 40) + 6月(90,000 \times 30)}{110(\text{使用数量})} = 84,500$

乙購入額 25,481,400 > 甲計算額 21,593,250 ∴ M【変更】≪鋼≫  
安い甲計算額を使用

■ スライド額等の算出

変動額 = M【変動】≪鋼≫ - M【当初】≪鋼≫ = 21,593,250 - 17,482,500 = 4,110,750

スライド額(S) = 4,110,750 - P × 0.5 / 100

= 4,110,750 - 1,050,000 = 3,060,750

(1,050,000は受注者負担)

(様式4-2)

スライド額計算書 鋼材類 計算例(その1)

工事件名		工事場所	
請負者名		工期 自 平成 0 年 月 日 至 平成 0 年 月 日	
契約金額等  ① 当初設計金額(S) 200,000,000 円 ② 当初契約金額(K) 180,000,000 円 ③ 最終契約金額(F) 210,000,000 円		④ 落札比率  ②÷① 90 %	
⑤ 対象契約金額(契約金額又は同金額から平成20年6月15日以前の既済部分等の契約金額相当額を控除した額)			
⑤ = ③ - ⑥		210,000,000	⑥ 出来高金額 0 円
⑦ M【当初】《鋼》	17,482,500 円	④落札比率及び105/100を乗じる	
⑧ M【変更】《鋼》	(甲) 計算額 21,593,250 円	④落札比率及び105/100を乗じる	
	(乙) 購入額 25,481,400 円	④落札比率及び105/100を乗じる	
	21,593,250 円	(甲)計算額と(乙)購入額を比較して安値を採用する	
⑨ 鋼材類の変動額 変動額《鋼》	4,110,750 円	⑧ - ⑦	
⑩ 鋼材類の変動率	1.95 %	⑨ ÷ ⑤ 適用	
⑪ 鋼材類スライド対象額	4,110,750 円	⑩が1%を超えた場合⑨、それ以外は0	
⑫ M【当初】《油》	0 円	④落札比率及び105/100を乗じる	
⑬ M【変更】《油》	(甲) 計算額 0 円	④落札比率及び105/100を乗じる	
	(乙) 購入額 0 円	④落札比率及び105/100を乗じる	
	0 円	(甲)計算額と(乙)購入額を比較して安値を採用する	
⑭ 燃料油の変動額 変動額《油》	0 円	⑬ - ⑫	
⑮ 燃料油の変動率	0 %	⑭ ÷ ⑤ 適用外	
⑯ 燃料油スライド対象額	0 円	⑮が1%を超えた場合⑭、それ以外は0	
⑰ スライド金額			
⑱ スライド対象額計	4,110,750 円	⑪ + ⑯	
⑲ 請負者負担額	1,050,000 円	P = ⑤対象契約金額 × 0.5%	
⑰	3,060,750 円	⑱スライド対象額 - ⑲請負者負担額	
⑳ スライド変更金額(S)			
スライド変更金額(S)	2,915,000 円	⑰ × 100 / 105	
	145,750 円	千円未満切り捨て	
		消費税相当額	
S スライド額	3,060,750 円		

計算例(その2)

起工額	200,000,000		
契約額	180,000,000		
既済(出来高金額)	90,000,000	4月30日検査	
変更契約額	210,000,000		
スライド対象額	120,000,000	(P)	(= 210,000,000 - 90,000,000)
落札比率	90%	(K)	

■ M【当初】≪鋼≫の算出

発注者(設計価格)

品名	規格	当初設計単価	設計数量(t)	既済数量(t)	対象数量(t)	対象金額
H形鋼	300×300	70,000	100	30	70	4,900,000
H形鋼	350×350	75,000	100	0	100	7,500,000
異形棒鋼	SD345径16	80,000	50	50	0	0
計						12,400,000
M【当初】≪鋼≫		計 × K(落札比率) × 1.05(消費税相当額)				11,718,000

■ M【変動】≪鋼≫の算出=乙購入額と甲計算額の比較

請負業者(購入価格)

		既済	5月	6月	対象購入数量(t)	実購入額(対象)	補正購入金額
H形鋼 300×300	購入単価	-	95,000	95,000	80	7,600,000	6,650,000
	使用数量(t)	30	40	40			
H形鋼 350×350	購入単価	-	100,000	110,000	100	10,500,000	10,500,000
	使用数量(t)	0	50	50			
異形棒鋼 SD345径16	購入単価	-	100,000	110,000	0	0	0
	使用数量(t)	50	0	0			
計							17,150,000
乙購入額		計 × 1.05(消費税相当額)					18,007,500

注1)  $7,600,000(\text{実購入額(対象)}) \times \frac{70(\text{対象数量})}{80(\text{対象購入数量})} = 6,650,000\text{円(補正購入金額)}$

発注者(実勢価格)

		既済	5月	6月	証明使用数量(t)	加重平均単価	対象数量(t)	金額
H形鋼 300×300	実勢単価	-	85,000	95,000	80	90,000	70	6,300,000
	証明数量(t)	30	40	40				
H形鋼 350×350	実勢単価	-	90,000	100,000	100	95,000	100	9,500,000
	証明数量(t)	0	50	50				
異形棒鋼 SD345径16	実勢単価	-	110,000	120,000	0	0	0	0
	証明数量(t)	50	0	0				
計								15,800,000
甲計算額		計 × K(落札比率) × 1.05(消費税相当額)					14,931,000	

注2)  $\frac{5\text{月}(85,000 \times 40) + 6\text{月}(95,000 \times 40)}{80(\text{対象使用数量})} = 90,000\text{円(加重平均単価)}$

乙購入額 18,007,500 > 甲計算額 14,931,000 ∴ M【変動】≪鋼≫  
安い甲計算額を使用

■ スライド額等の算出

変動額 = M【変動】≪鋼≫ - M【当初】≪鋼≫ = 14,931,000 - 11,718,000 = 3,213,000  
 スライド額(S) = 3,213,000 - P × 0.5 / 100  
 = 3,213,000 - 600,000 = **2,613,000**  
 (600,000は受注者負担)

(様式4-2)

スライド額計算書 鋼材類 計算例(その2)

工事件名		工事場所	
請負者名		工期 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
契約金額等  ① 当初設計金額(S) 200,000,000 円 ② 当初契約金額(K) 180,000,000 円 ③ 最終契約金額(F) 210,000,000 円		④ 落札比率  ② ÷ ① 90 %	
⑤ 対象契約金額(契約金額又は同金額から平成20年6月15日以前の既済部分等の契約金額相当額を控除した額)			
⑤ = ③ - ⑥		120,000,000	⑥ 出来高金額 90,000,000 円
⑦ M【当初】《鋼》	11,718,000 円	④ 落札比率及び105/100を乗じる	
⑧ M【変更】《鋼》	(甲) 計算額 14,931,000 円	④ 落札比率及び105/100を乗じる	
	(乙) 購入額 18,007,500 円	14,931,000 円 (甲) 計算額と(乙) 購入額を比較して安値を採用する	
⑨ 鋼材類の変動額 変動額《鋼》	3,213,000 円	⑧ - ⑦	
⑩ 鋼材類の変動率	2.67 %	⑨ ÷ ⑤ 適用	
⑪ 鋼材類スライド対象額	3,213,000 円	⑩が1%を超えた場合⑨、それ以外は0	
⑫ M【当初】《油》	0 円	④ 落札比率及び105/100を乗じる	
⑬ M【変更】《油》	(甲) 計算額 0 円	④ 落札比率及び105/100を乗じる	
	(乙) 購入額 0 円	0 円 (甲) 計算額と(乙) 購入額を比較して安値を採用する	
⑭ 燃料油の変動額 変動額《油》	0 円	⑬ - ⑫	
⑮ 燃料油の変動率	0 %	⑭ ÷ ⑤ 適用外	
⑯ 燃料油スライド対象額	0 円	⑮が1%を超えた場合⑭、それ以外は0	
⑰ スライド金額			
⑱ スライド対象額計	3,213,000 円	⑪ + ⑯	
⑲ 請負者負担額	600,000 円	P = ⑤ 対象契約金額 × 0.5%	
⑰	2,613,000 円	⑱ スライド対象額 - ⑲ 請負者負担額	
⑳ スライド変更金額(S)	2,488,571 円	⑰ × 100/105	
スライド変更金額(S')	2,488,000 円	千円未満切り捨て	
	124,400 円	消費税相当額	
S スライド額	2,612,400 円		

計算例(その1) プラント工事

起工額 200,000,000  
 契約額 180,000,000  
 (変更)契約額 180,000,000 (P) ※ 変更がある場合は変更金額  
 落札比率 90% (K)

■ M【当初】≪鋼≫の算出=甲の設計価格

発注者(設計価格)

品名	規格	設計単価	設計数量(単位)		合計金額
铸铁管直管	φ400 モルタル 定尺 6m、実管長5m	70,000	100	本	7,000,000
铸铁管短管1号	φ400	75,000	100	個	7,500,000
ステンレス鋼管	300A SUS304 S ch20	80,000	100	m	8,000,000
異形棒鋼	SD345D16	100	980	kg	98,000
スクラップ	SS製品	30,000	30	t	△ 900,000
計					21,698,000
M【当初】≪鋼≫	計 × K(落札比率) × 1.05(消費税相当額)				20,504,610

■ M【変動】≪鋼≫の算出=乙購入額と甲計算額の比較

請負業者(購入価格)

		4月	5月	6月	証明使用数量(単位)		実購入金額	補正購入金額	
铸铁管直管	購入単価	90,000	95,000	95,000	110	本	10,250,000	9,318,000	
	使用数量	40	40	30					
铸铁管短管1号	購入単価	80,000	95,000	95,000	100	個	8,900,000	8,900,000	
	使用数量	40	30	30					
ステンレス鋼管	購入単価	90,000	95,000	95,000	110	m	10,250,000	9,318,000	
	使用数量	40	40	30					
異形棒鋼	購入単価	150	200	250	1,100	kg	225,000	200,000	
	使用数量	300	400	400					
スクラップ	売却単価	-	35,000	40,000	30	t	△ 1,100,000	△ 1,100,000	
	売却数量	-	20	10					
計							26,636,000		
乙購入額		計 × 1.05(消費税相当額)						27,967,800	

注1) 10,250,000(実購入金額) ×  $\frac{100(\text{設計数量})}{110(\text{使用数量})}$  = 9,318,000(補正購入金額)

ここでは、落札比率はかけない

発注者(実勢価格)

		4月	5月	6月	証明使用数量(単位)		加重平均単価	設計数量	金額	
铸铁管直管	実勢単価	80,000	85,000	90,000	110	本	84,500	100	8,450,000	
	証明数量	40	40	30						
铸铁管短管1号	実勢単価	80,000	90,000	90,000	100	個	86,000	100	8,600,000	
	証明数量	40	30	30						
ステンレス鋼管	実勢単価	80,000	90,000	90,000	110	m	86,400	100	8,640,000	
	証明数量	40	40	30						
異形棒鋼	実勢単価	130	190	220	1,100	kg	200	980	196,000	
	証明数量	300	400	400						
スクラップ	実勢単価	-	34,000	50,000	30	t	39,300	30	△ 1,179,000	
	証明数量	-	20	10						
計									24,707,000	
甲計算額		計 × K(落札比率) × 1.05(消費税相当額)								23,348,115

注2)  $\frac{4月(80,000 \times 40) + 5月(85,000 \times 40) + 6月(90,000 \times 30)}{110(\text{使用数量})}$  = 84,500

乙購入額 27,967,800 > 甲計算額 23,348,115 …… M【変更】≪鋼≫

※安い甲計算額を使用

■ スライド額等の算出

変動額 = M【変動】≪鋼≫ - M【当初】≪鋼≫ = 23,348,115 - 20,504,610 = 2,843,505  
 スライド額(S) = 2,843,505 - P × 0.5/100  
 = 2,843,505 - 900,000 = 1,943,505  
 ※ 900,000 は受注者負担

(様式4-2)

スライド額計算書 プラント工事 計算例(その1)

工事件名		工事場所	
請負者名		工期 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
契約金額等  ① 当初設計金額(S) 200,000,000 円 ② 当初契約金額(K) 180,000,000 円 ③ 最終契約金額(F) 180,000,000 円		④ 落札比率  ② ÷ ① 90 %	
⑤ 対象契約金額(契約金額又は同金額から平成20年6月15日以前の既済部分等の契約金額相当額を控除した額)			
⑤ = ③ - ⑥		180,000,000	⑥ 出来高金額 0 円
⑦ M【当初】《鋼》	20,504,610 円	④ 落札比率及び105/100を乗じる	
⑧ M【変更】《鋼》	(甲) 計算額 23,348,115 円	④ 落札比率及び105/100を乗じる	
	(乙) 購入額 27,967,800 円		
	23,348,115 円	(甲) 計算額と(乙) 購入額を比較して安値を採用する	
⑨ 鋼材類の変動額 変動額《鋼》	2,843,505 円	⑧ - ⑦	
⑩ 鋼材類の変動率	1.57 %	⑨ ÷ ⑤ 適用	
⑪ 鋼材類スライド対象額	2,843,505 円	⑩が1%を超えた場合⑨、それ以外は0	
⑫ M【当初】《油》	0 円	④ 落札比率及び105/100を乗じる	
⑬ M【変更】《油》	(甲) 計算額 0 円	④ 落札比率及び105/100を乗じる	
	(乙) 購入額 0 円		
	0 円	(甲) 計算額と(乙) 購入額を比較して安値を採用する	
⑭ 燃料油の変動額 変動額《油》	0 円	⑬ - ⑫	
⑮ 燃料油の変動率	0 %	⑭ ÷ ⑤ 適用外	
⑯ 燃料油スライド対象額	0 円	⑮が1%を超えた場合⑭、それ以外は0	
⑰ スライド金額			
⑰	⑱ スライド対象額計 2,843,505 円	⑪ + ⑯	
	⑲ 請負者負担額 900,000 円	P = ⑤ 対象契約金額 × 0.5%	
	⑰	1,943,505 円	⑱ スライド対象額 - ⑲ 請負者負担額
⑳ スライド変更金額(S)	1,850,957 円	⑰ × 100/105	
	スライド変更金額(S')	1,850,000 円	千円未満切り捨て
	92,500 円	消費税相当額	
S スライド額	1,942,500 円		

計算例(その2) プラント工事

起工額	200,000,000	
契約額	180,000,000	
既済(出来高金額)	90,000,000	4月30日検査
(変更)契約額	180,000,000	※ 変更がある場合は変更金額
スライド対象額	90,000,000	(P) (= 180,000,000 - 90,000,000)
落札比率	90%	(K)

■ M【当初】≪鋼≫の算出=甲の設計価格

発注者(設計価格)

品名	規格	設計単価	設計数量(単位)	既済数量	対象数量	対象金額
铸铁管直管	φ400 モルタル 定尺 6m、実管長5m	70,000	100 本	30	70	4,900,000
铸铁管短管1号	φ400	75,000	100 個	0	100	7,500,000
ステンレス鋼管	300A SUS304Sch20	80,000	100 m	100	0	0
異形棒鋼	SD345D16	100	980 kg	100	880	88,000
スクラップ	SS製品	30,000	30 t	0	30	△ 900,000
計						11,588,000
M【当初】≪鋼≫		計 × K(落札比率) × 1.05(消費税相当額)				10,950,660

■ M【変動】≪鋼≫の算出=乙購入額と甲計算額の比較

請負業者(購入価格)

		既済	5月	6月	対象購入数量(単位)	実購入額(対象)	補正購入金額
铸铁管直管	購入単価	-	95,000	95,000	80 本	7,600,000	6,650,000
	使用数量	30	40	40			
铸铁管短管1号	購入単価	-	95,000	95,000	100 個	9,500,000	9,500,000
	使用数量	0	50	50			
ステンレス鋼管	購入単価	-	95,000	95,000	0 m	0	0
	使用数量	100	0	0			
異形棒鋼	購入単価	-	200	250	900 kg	205,000	200,000
	使用数量	100	400	500			
スクラップ	売却単価	-	35,000	40,000	30 t	1,100,000	△ 1,100,000
	売却数量	0	20	10			
計							15,250,000
乙購入額		計 × 1.05(消費税相当額)					16,012,500

注1)  $7,600,000(\text{実購入額(対象)}) \times \frac{70(\text{対象数量})}{80(\text{対象購入数量})} = 6,650,000(\text{補正購入金額})$

発注者(実勢価格)

		既済	5月	6月	証明使用数量(単位)	加重平均単価	対象数量	金額
铸铁管直管	実勢単価	-	85,000	95,000	80 本	90,000	70	6,300,000
	証明数量	30	40	40				
铸铁管短管1号	実勢単価	-	90,000	100,000	100 個	95,000	100	9,500,000
	証明数量	0	50	50				
ステンレス鋼管	実勢単価	-	90,000	90,000	0 m	0	0	0
	証明数量	100	0	0				
異形棒鋼	実勢単価	-	190	220	900 kg	200	880	176,000
	証明数量	100	400	500				
スクラップ	実勢単価	-	34,000	50,000	30 t	39,300	30	△ 1,179,000
	証明数量	0	20	10				
計								14,797,000
甲計算額		計 × K(落札比率) × 1.05(消費税相当額)					13,983,165	

注2)  $\frac{5月(85,000 \times 40) + 6月(95,000 \times 40)}{110(\text{使用数量})} = 90,000\text{円(加重平均単価)}$

乙購入額 16,012,500 > 甲計算額 13,983,165 … M【変更】≪鋼≫

※ 安い甲計算額を使用

■ スライド額等の算出

変動額 = M【変動】≪鋼≫ - M【当初】≪鋼≫ = 13,983,165 - 10,950,660 = 3,032,505

スライド額(S) = 3,032,505 - P × 0.5/100

= 3,032,505 - 450,000 = 2,582,505

※ 450,000 は受注者負担

(様式4-2)

スライド額計算書 プラント工事 計算例(その2)

工事件名		工事場所	
請負者名		工期 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
契約金額等		④ 落札比率	
① 当初設計金額(S)	200,000,000 円	② ÷ ①	90 %
② 当初契約金額(K)	180,000,000 円		
③ 最終契約金額(F)	180,000,000 円		
⑤ 対象契約金額(契約金額又は同金額から平成20年6月15日以前の既済部分等の契約金額相当額を控除した額)			
⑤ = ③ - ⑥	90,000,000	⑥ 出来高金額	90,000,000 円
⑦ M【当初】《鋼》	10,950,660 円	④ 落札比率及び105/100を乗じる	
⑧ M【変更】《鋼》 (甲) 計算額	13,983,165 円	④ 落札比率及び105/100を乗じる	
(乙) 購入額	16,012,500 円		
	13,983,165 円	(甲) 計算額と(乙) 購入額を比較して安値を採用する	
⑨ 鋼材類の変動額 変動額《鋼》	3,032,505 円	⑧ - ⑦	
⑩ 鋼材類の変動率	3.36 %	⑨ ÷ ⑤ 適用	
⑪ 鋼材類スライド対象額	3,032,505 円	⑩が1%を超えた場合⑨、それ以外は0	
⑫ M【当初】《油》	0 円	④ 落札比率及び105/100を乗じる	
⑬ M【変更】《油》 (甲) 計算額	0 円	④ 落札比率及び105/100を乗じる	
(乙) 購入額	0 円		
	0 円	(甲) 計算額と(乙) 購入額を比較して安値を採用する	
⑭ 燃料油の変動額 変動額《油》	0 円	⑬ - ⑫	
⑮ 燃料油の変動率	0 %	⑭ ÷ ⑤ 適用外	
⑯ 燃料油スライド対象額	0 円	⑮が1%を超えた場合⑭、それ以外は0	
⑰ スライド金額			
⑰ スライド対象額計	3,032,505 円	⑪ + ⑯	
⑱ 請負者負担額	450,000 円	P = ⑤ 対象契約金額 × 0.5%	
⑰	2,582,505 円	⑰ スライド対象額 - ⑱ 請負者負担額	
⑳ スライド変更金額(S)	2,459,528 円	⑰ × 100/105	
スライド変更金額(S')	2,459,000 円	千円未満切り捨て	
	122,950 円	消費税相当額	
S スライド額	2,581,950 円		

## 第 3 章 燃料油

### 3-1 対象材料

- ・ ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油とする。

例えば潤滑油など燃料油でないものは対象材料とはしない。

### 3-2 対象数量

#### 3-2-1 対象数量の考え方

- ・ 発注者の積算数量（V）を基本とする。
- ・ 積算数量（V）に含まれていない、現着単価で設定されている資材や機械の運搬に要する燃料についても、その数量の妥当性が客観的に確認できるものは対象数量とすることができる。
- ・ 【鋼材類】、【アスファルト類】及び【1-2で定める「その他の資材」】が単品スライドの対象となった場合、当該「鋼材類」、「アスファルト類」及び「その他の資材」の運搬に要した燃料油は対象数量としない。

- ① 発注者の積算数量（V）は、現場内の建設機械や場外への運搬のためのダンプ等が稼働する際に必要な燃料油等として計上されている積算数量（V）を基本とする。  
 なお、積算数量（V）は、個々の工事における標準単価及び個別登録単価等から出力された数量である。
- ② 発注者の積算数量（V）にカウントされていない数量  
 現場に搬入される資材【現着単価で設定されている骨材・生C o ・ A s 合材等】や機械等【建設機械・仮設材・桁等〔積算上、共通仮設費（率計上部分を含む）として計上されているものを含む〕】の運搬過程において燃料油が使用されている。この場合、燃料油価格が分離できない構成で現着の単価や運搬費に含まれているため、対象数量とするためには、その中から燃料油に係る価格等の妥当性が証明されることを条件としており、証明されないものは対象数量としない。

- 発注者の積算数量（V）内
  - ① 現場内建設機械（場外への運搬ダンプ等を含む）に使用した燃料類
- 発注者の積算数量（V）外
  - ② 現着単価で設定されている各種資材（骨材・生C o ・ A s 合材等）の運搬に要した燃料類
  - ③ 共通仮設費（率及び積上げ）に含まれる建設機械等（建設機械・仮設材等）の運搬及び分解・組立に要した燃料類

### 3-2-2 対象数量の算定方法

使用した燃料油のうち、主たる用途分については、請負者から購入時期や購入先、購入価格等を確認できる数量を対象とする。しかしながら、燃料油の使用形態は、非常に多岐にわたる機械で使用されるものであり、積算数量（V）の全数量に対して証明書類を求めるのは現実的ではないことから、積算数量（V）内としてカウントされている数量については書類による証明がなくとも単品スライド条項の対象数量とすることができる。

- 積算数量（V）内の①のうち、主たる用途に用いた数量として、請負者からの証明がなされた数量（V1）  
 ※ただし、証明された数量（V1）が設計数量（V）を超えている場合は、 $V1 = \text{設計数量（V）}$ とする。なお、この場合、 $V2 = 0$
- 積算数量（V）内の①のうち、主たる用途以外に用いた数量として、請負者からの証明がなされなかった数量（V2）  
 ※V2は請負者の算出した概算数量でよい。  
 ただし、【 $V1 + V2 \leq \text{設計数量（V）}$ 】の範囲内の数量とする。
- 積算数量（V）外の②・③の燃料油数量（V3）
  - ・3-6「資材運搬に係る燃料油の算出方法」及び「機材運搬に係る燃料油の算出方法」により、各々算出した数量の合計値（V3）を対象数量とする。ただし、上記の合計値（V3）と、請負者の購入数量（証明がなされた数量）を比較し、購入数量が小さい場合は購入数量を対象数量とする。

### 3-2-3 その他

施行日以前に既済部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を対象数量とする。

### 3-3 請負者への確認事項

- ・請負者は、請求しようとするスライド対象材料毎に、下記の対象数量の区分〔（1）～（3）〕毎に購入数量・購入価格等に係る書類を提出することが必要。
- ・必要な書類が提出されない場合など具体的な証明がなされない場合には、対象とはならない。

（1）発注者の積算数量（V）内の燃料油（現場内建設機械（場外への運搬ダンプ等を含む）に使用した燃料油）

- ・購入した燃料類の「購入数量・購入価格・購入時期・購入先」、及び「購入数量を使用した建設機械と実施工程上の整合性」を証明する書類
- ・なお、やむを得ない理由により証明書類が提出できない「主たる用途以外に用いた数量（V2）」については、概算請求計算書 [参考様式-3]

(2) 発注者の積算数量 (V) 外の現着単価で設定されている各種資材 (骨材・生 C o ・ A s 合材等) の運搬に要した燃料油

・ 購入した資材毎に「購入数量・購入価格・出荷元・搬入時期」、及び「運搬費の内燃料代」を証明する書類 [参考様式 4-1]

① 請求があった資材のうち、物価資料等による現着単価に価格変動がないなど、燃料油の影響が実勢価格に現れていない場合は対象としない。

(3) 発注者の積算数量 (V) 外の共通仮設費 (率及び積上げ) に含まれる建設機械等 (建設機械・仮設材等) の運搬及び分解・組立に要した燃料油

・ 運搬した機材毎に「運搬機械・出荷元・運搬時期・運搬距離」、及び「運搬費用」、「運搬費の内燃料代」を証明する書類 [参考様式 4-2]

### 3-4 単価（実勢価格の算定）

#### 3-4-1 変動前の価格の決定方法

- ・変動前の価格を算出するための単価は、設計単価とする。

#### 3-4-2 変動後の実勢価格の決定方法

- ・証明書が提出された対象数量に関する価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、対象材料を購入した月の翌月の物価資料の価格。
- ・ただし、(V) 内で証明書が提出されていない場合は、工事期間の平均値（工期の始期が属する月の翌々月から工期末が属する月の前月までの各月における物価資料の価格の平均）とする。

対象数量と単価の決定方法について

	証明書類	対象数量	単価の決定方法	備考
現場内建設機械に使用した燃料油	有⇒証明された数量 (V1) 無⇒V2 主たる用途以外でやむを得ない場合	設計数量 = V V1 > V のとき V V1 < V のとき V1 V2 = V - V1	各月の購入数量と実勢価格による加重平均とする ただし、V2 は工期翌々月から工期末前月までの物価資料の価格の平均	
資材運搬に使用した燃料油	・各資材の購入数量、価格、出荷元、搬入時期 ・その運搬に使用した燃料の購入数量、時期、購入先、購入価格	本マニュアルにより計算した量と乙が証明した購入量の小さい方 (V3)	各月の購入数量と実勢価格による加重平均とする	計算例 A
共通仮設費率(日々回送など)及び共通仮設費積上げ(仮設材運搬など)に含まれる運搬に使用した燃料油	・その運搬に使用した燃料の購入数量、時期、購入先、購入価格	本マニュアルにより計算した量と乙が証明した購入量の小さい方 (V3)	各月の購入数量と実勢価格による加重平均とする	率計算例 B 積上げ計算例 C 計算例 D 計算例 E

### 3-4-3 購入価格の補正方法

・証明された購入数量が対象数量（V 1 及び V 3）以上の場合、実際の購入金額×対象数量÷購入数量。

### 3-5 変動額の算定

・1-4の算定式に基づき、変動額を算出する。（鋼材類と同様）

$$\text{変動額} = (M_{\text{【変更】【油】}} - M_{\text{【当初】【油】}})$$

$$\begin{aligned} M_{\text{【当初】【油】}} & \text{（価格変動前の燃料油の金額）} \\ & = \text{設計単価} \times \text{対象数量} \times \text{落札比率} \times \text{消費税率} \\ & = \{p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m\} \times k \times 105 / 100 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} M_{\text{【変更】【油】}} & \text{（価格変動後の燃料油の金額）} \\ & = \text{変動後の実勢価格} \times \text{対象数量} \times \text{落札比率} \times \text{消費税率} \\ & = \{p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m\} \times k \times 105 / 100 \end{aligned}$$

※ただし、上記の式に基づき算出した $M_{\text{【変更】【油】}}$ よりも、実際の購入金額の方が安い場合は、 $M_{\text{【変更】【油】}}$ は実際の購入金額とする。

$p$  : 設計時点における各対象材料の単価  
 $p'$  : 搬入・購入時点における各対象材料の実勢単価  
 $D$  : 各対象材料について算定した対象数量  
 $k$  : 落札比率

### 3-6 算出例

#### 3-6-1 各種資材の運搬に係る燃料油の算出方法

- ①各種資材とは、当該工事において実勢価格が変動している主な資材である。
- ②資材運搬に係る燃料費の購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものを対象とする。その際には、下記の計算式より対象数量を算出する。

$$Q = L \div S \times (P \times K) \div N_1 \times N$$

( ) の計算結果は有効数字第 3 位を四捨五入し、有効数字 2 桁

Q : 燃料油数量 (ℓ)

L : 運搬距離 (km) ※片道

S : 規制速度 (km/h)

【プラント及び工場等から現場までの距離】  
 【原則として 60km/h とするが、請負者より規制速度の根拠資料が提出された場合は、加重平均値とすることができる】

P : 運搬機械の機関出力 (kw)

【建設機械等損料算定表 参照】

K : 時間当りの燃料消費率 (ℓ/kw-h)

【積算基準共通編第 2 章参照】

$N_1$  : 運搬車 1 台当り資材数量 (単位)

【積載量÷資材単位体積当たり重量】

N : 搬入数量 (単位)

【対象数量】

※ 運搬距離については、適正と認められる範囲内の距離とする。

【計算例 A】

資材：再生骨材（40mm級）現場着価  
 運搬機械：10t ダンプトラック  
 L：運搬距離（km）※片道  
 S：規制速度（km/h）  
 P：運搬機械の機関出力（kw）  
 K：時間当りの燃料消費率（ℓ/kw-h）  
 N1：運搬車1台当り資材数量（m3）  
 N：搬入数量（m3）

5	km
60	km/h
246	kw
0.050	ℓ/kw-h
4.6	m3
5,000	m3

$$Q = L \div S \times (P \times K) \div N1 \times N$$

$$Q = 5 \div 60 \times (246 \times 0.05) \div 4.6 \times 5,000 = 1,080 \ell$$

3-6-2 機材運搬に係る燃料油の算出方法

① 共通仮設費に計上される運搬費

○共通仮設費率に含まれる運搬費・・・単品スライド条項対象

○積上げ項目による運搬費・・・単品スライド条項対象

- 1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬  
 ◇一般貨物運送事業の貸切り運賃表より積算していることから燃料量を抽出することが出来ないため燃料消費量より算出する。
- 2) 仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板等）の運搬  
 ◇基本運賃表より積算していることから燃料量を抽出することが出来ないため燃料消費量より算出する。
- 3) 重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用  
 ◇運搬費等の率（労務費・クレーン運転費の○○%）より積算していることから燃料量を抽出することが出来ないため燃料消費量より算出する。

運搬費の燃料費で購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものが対象。下記の計算式より対象数量を算出する。

$$Q = L \div S \times (P \times K) \times N$$

( ) の計算結果は有効数字第3位を四捨五入し、有効数字2桁

- |                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| Q：燃料油数量（ℓ）           |                      |
| L：運搬距離（km）※片道（往復）    | 【基地から現場までの距離】        |
| S：輸送速度30（km/h）       | 【積算基準共通編第2章4-2(3)準用】 |
| P：運搬機械の機関出力（kw）      | 【建設機械等損料算定表参照】       |
| K：時間当りの燃料消費率（ℓ/kw-h） | 【積算基準共通編第2章2-3(3)参照】 |
| N：搬入搬出（回）            | 【搬入搬出回数】             |
| 運搬車両台数（台）            | 【運搬車両台数】             |

- ② 共通仮設費率に含まれる運搬費  
運搬距離は基地から現場までの距離とする。

【計算例 B】

建設機械：バックホウ 0.8 m<sup>3</sup> (運搬機械：20 t 積トレーラ)

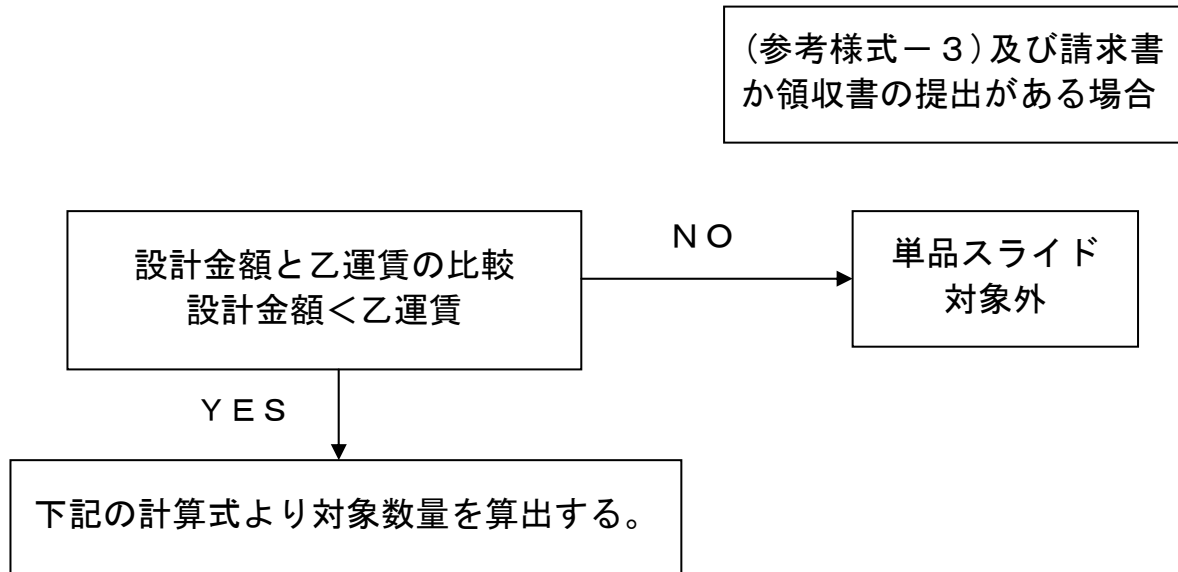
L：運搬距離 (km) ※片道  
S：輸送速度 30 (km/h)  
P：運搬機械の機関出力 (kw)  
K：時間当りの燃料消費率 (ℓ/kw-h)  
N：搬入搬出 2 (回)  
Q = L ÷ S × (P × K) × N

15	km
30	km/h
235	kw
0.075	ℓ/kw-h
2	回

( ) の計算結果は有効数字第 3 位を四捨五入し有効数字 2 桁  
Q = 15 ÷ 30 × (235 × 0.075) × 2 = 18 ℓ

- ③ 積上げ項目による運搬費  
1) 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬  
2) 仮設材 (鋼矢板、H 形鋼、覆工板等) の運搬

運搬費の燃料費で購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものが対象



【計算例 C】

建設機械：路面切削機 (運搬機械：30 t 積トレーラ)

L：運搬距離 (km) ※片道  
S：輸送速度 30 (km/h)  
P：運搬機械の機関出力 (kw)  
K：時間当りの燃料消費率 (ℓ/kw-h)  
N：搬入搬出 2 (回)

100	km
30	km/h
235	kw
0.075	ℓ/kw-h
2	回

Q = L ÷ S × (P × K) × N

( ) の計算結果は有効数字第 3 位を四捨五入し有効数字 2 桁

Q = 100 ÷ 30 × (235 × 0.075) × 2 = 120 ℓ

【計算例 D】

仮設材：H形鋼（運搬機械：20t積トレラ）

L：運搬距離（km）※片道

S：輸送速度30（km/h）

P：運搬機械の機関出力（kw）

K：時間当りの燃料消費率（ℓ/kw-h）

N：台数 5（台）×2（搬入搬出）

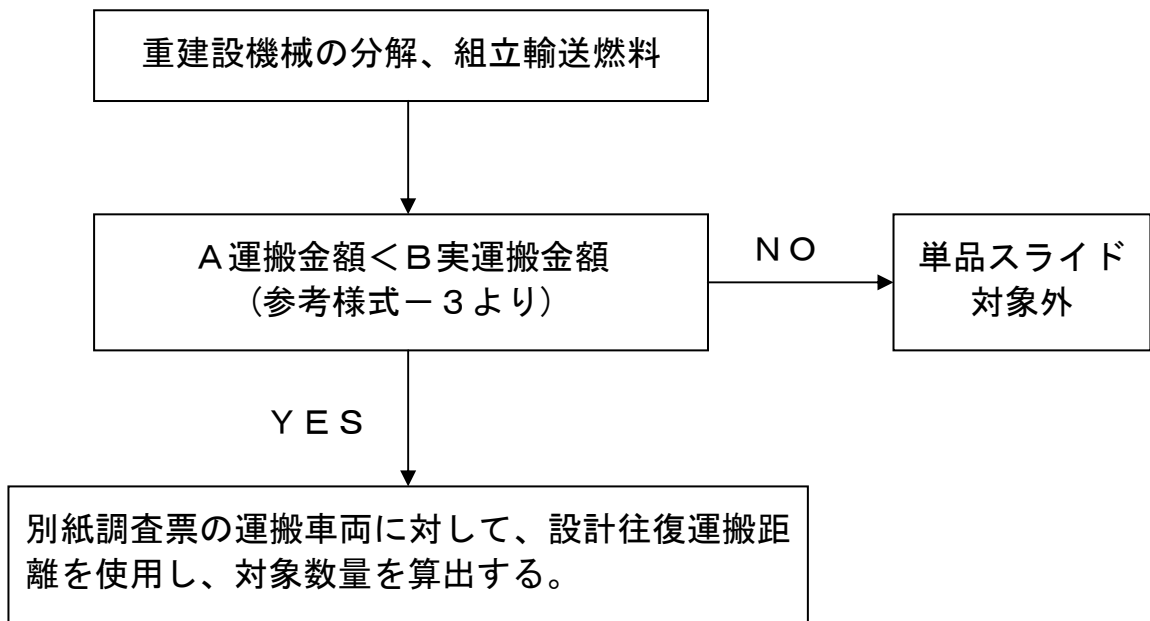
90	km
30	km/h
235	kw
0.075	ℓ/kw-h
10	台

$$Q = L \div S \times (P \times K) \times N$$

( ) の計算結果は有効数字第3位を四捨五入し有効数字2桁

$$Q = 90 \div 30 \times (235 \times 0.075) \times 10 = 540 \text{ ℓ}$$

- ④ 重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用  
 運搬費の燃料費で購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものが対象



運搬金額 = [労務歩掛（特殊作業員）＋クレーン運転歩掛] × 運転費率

詳細は、積算基準（共通編）第2章4-2(5)

別紙調査票とは、請負者より提出された参考様式4-2「建設機械の分解、組立及び輸送にかかる計算書総括表」とする。

### A 運搬金額

機 械 区 分	設計往復運搬距離 (km)	A : 運搬金額 (円/往復)
ブルドーザ 20t 級以上 21t 級以下 21t 級を超え 44t 級以下 44t 級を超え 63t 級以下	6 6 km	152, 131 244, 260 379, 346
バックホウ山積 1.0m <sup>3</sup> 以上山積 1.4m <sup>3</sup> 以下 山積 1.4m <sup>3</sup> を超え山積 2.1m <sup>3</sup> 以下	1 0 4 km	308, 196 434, 473
クローラクレーン 16t 吊以上 35t 吊以下 35t 吊を超え 80t 吊以下 80t 吊を超え 150t 吊以下 150t 吊を超え 300t 吊以下	1 1 3 km	334, 184 519, 318 1, 262, 316 2, 201, 694
トラッククレーン 80t 吊以上 120t 吊以下 120t 吊を超え 160t 吊以下 160t 吊を超え 360t 吊以下 360t 吊を超え 500t 吊以下	1 8 4 km	907, 253 1, 462, 361 1, 965, 160 3, 433, 645
クローラ式杭打機 機械質量 20t 以上 60t 以下 機械質量 60t を超え 100t 以下 機械質量 100t を超え 150t 以下	1 5 5 km	432, 720 743, 220 1, 850, 220
オールケーシング掘削機 クローラ式 据置式	2 5 6 km	862, 799 1, 078, 313
地盤改良機械機械質量 20t 以上 60t 以下 機械質量 60t を超え 120t 以下 機械質量 120t を超え 170t 以下	3 9 7 km	574, 891 1, 575, 475 2, 104, 970
トンネル用機械	3 8 4 km	780, 759
連続地中壁用機械 地下連続壁施工機 クローラ式アースオーガ	1 0 9 km 6 7 km	2, 010, 321 1, 222, 795

- ※ 1. 上記運搬金額は、重建設機械分解組立 (CO-S1K10500) の運搬費率 (平成 20 年 8 月 1 日の設計単価) の金額である。  
2. 運搬距離については、適正と認められる範囲内の距離とする。

#### 【計算例 E】

- ◇ 重建設機械の分解、組立 (ブルドーザ 21t 級以下)
- ◇ 運搬車両 (セミトレーラ 20t・トラック 4t)
  - L : 運搬距離 (km) ※ 往復 6 6 km
  - S : 輸送速度 30 (km/h) 30 km/h
  - P : 運搬機械の機関出力 (kw) 235 kw (セミトレーラ 20t)  
137 kw (トラック 4t)
  - K : 時間当りの燃料消費率 (ℓ/kw-h) 0.075 ℓ/kw-h (セミトレーラ)  
0.05 ℓ/kw-h (トラック)
  - N : 運搬車両台数 (台) 1 台

$$Q = L \div S \times (P \times K) \times N$$

( ) の計算結果は有効数字第 3 位を四捨五入し有効数字 2 桁

$$Q = 66 \div 30 \times (235 \times 0.075) + 66 \div 30 \times (137 \times 0.05) = 55 \text{ ㍩}$$

### 3-6-3 直接工事費に計上される運搬費

#### ① 鋼桁、門扉、工場製作品の運搬

・ 鋼橋工場製作輸送費に示す回帰式 ( $Y=15.68X+5,330$ )

Y : 輸送単価 (円 / t) X : 運搬距離 (km)

・ 上記の式より積算していることから燃料量を抽出することはできないことから燃料消費量より算出する。(算出は機材運搬に準ずる)

#### ② 支給品及び現場発生品の運搬

・ 燃料油は積み上げにより積算していることから、「3-2-1①」(現場内建設機械に係る数量)により算出する。

### 3-6-4 計算事例

【単品スライド(軽油+ガソリン)】の計算例

軽油	既済払済み数量 (7,000 L)			購入数量(証明済み)						計	購入数量 (未証明)	購入数量 合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月			
① 乙 購入数量 (現場内建設機械に係る数量)	-	-	-	5,000	10,000	15,000	14,000	5,000	1,000	50,000	5,000	55,000
①' 乙 購入数量 (資機材運搬に係る数量)	-	-	-	1,000	-	-	1,500	500	-	3,000	-	3,000
② 乙 購入価格 (税込み)	90	90	100	90	100	100	100	110	100	95	95	95
③ 甲 実勢価格 (物価資料価格: 税抜き)	80	90	90	90	90	100	110	120	110	95	95	95
乙 購入金額 ①×②				450,000	1,000,000	1,500,000	1,400,000	550,000	100,000	5,000,000	475,000	5,475,000
乙 購入金額 ①'×②				90,000	-	-	150,000	55,000	-	295,000	-	295,000
甲 実勢価格 (①+①')×③				540,000	900,000	1,500,000	1,705,000	660,000	110,000	5,415,000	475,000	5,890,000
甲 スライド単価 p'				p' = Σ(購入数量×実勢価格) ÷ 購入数量 = 5890000 ÷ (55000+3000) =								101

① : 未証明の購入数量(現場内建設機械運搬に係る数量)  
 ②③ : 契約月の翌月~工期末の前々月の実勢価格の平均値  
 (計算例の場合は、2月~7月の実勢価格の平均値)と  
 し、甲・乙とも同単価を計上すること。

対象数量(積算数量と購入数量の小さい方)  
 = 55,000 L  
 対象数量(運用マニュアル算出値と購入数量の小さい方)  
 = 3,000 L

※ 平成20年8月 日、東京都運用基準

※ スライド額の算定 ③の①より  
 【購入数量 = 対象数量】のため、乙の購入金額を採用  
 5,475,000  
 ※ スライド額の算定 ③の①より  
 【購入数量 = 対象数量】のため、乙の購入金額を採用  
 295,000  
 = 5,770,000

① : 証明済みの各月の購入数量(現場内建設機械に係る数量)  
 ①' : 証明済みの各月の購入数量(資機材運搬に係る数量)  
 ② : 当該数量を購入した際の購入価格  
 ③ : 購入月の実勢価格(翌月の「物価資料等」の価格)

「現場内建設機械に係る数量」と「資機材運搬に係る数量」について  
 複数の申請があった場合は、各月毎の各々の購入数量と購入価格の加  
 重平均による値を【② 乙 購入価格】とすること。

ガソリン	既済払済み数量 (1,400 L)			購入数量(証明済み)						計	購入数量 (未証明)	購入数量 合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月			
① 乙 購入数量 (現場内建設機械に係る数量)	-	-	-	1,000	2,000	3,000	2,800	1,000	200	10,000	0	10,000
①' 乙 購入数量 (資機材運搬に係る数量)	-	-	-	-	500	1,000	500	-	-	2,000	-	2,000
② 乙 購入価格 (税込み)	100	120	130	110	120	140	160	160	180	95	95	95
③ 甲 実勢価格 (物価資料価格: 税抜き)	110	120	140	110	110	130	170	170	170	130	130	130
乙 購入金額 ①×②				110,000	240,000	420,000	448,000	160,000	36,000	1,414,000	0	1,414,000
乙 購入金額 ①'×②				-	60,000	140,000	80,000	-	-	280,000	-	280,000
甲 実勢価格 (①+①')×③				110,000	275,000	520,000	561,000	170,000	34,000	1,670,000	0	1,670,000
甲 スライド単価 p'				p' = Σ(購入数量×実勢価格) ÷ 購入数量 = 1670000 ÷ (10000+2000) =								139

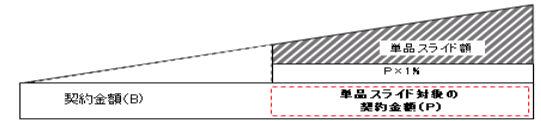
「購入数量(証明済み)」の合計数量が設計数量を超過している  
 場合は、「購入数量(未証明分)」については計上できない。  
 ↓  
 (証明済み + 未証明分) = 設計数量

対象数量(積算数量と購入数量の小さい方)  
 = 0,000 L  
 対象数量(運用マニュアル算出値と購入数量の小さい方)  
 = 1,000 L

※ 平成20年8月 日、東京都運用基準

※ スライド額の算定 ③の①より  
 【購入数量 > 対象数量】のため、乙の購入金額を調整  
 (8000/10000)×1414000 = 1131200  
 ※ スライド額の算定 ③の①より  
 【購入数量 > 対象数量】のため、乙の購入金額を調整  
 (1000/2000)×1414000 = 140000  
 1,131,200  
 140,000  
 = 1,271,200

既済(単品スライド対象外とした場合) ← 未払い(単品スライド対象の契約金額 = P)



【スライド額の算出】

単品スライド対象の契約金額	P	50,000,000 円(税込み)	※部分払いの対象となった出来高部分に 相応する契約金額を除く
落札比率	K	0.9	
当初設計単価	p	軽油: 80 円、ガソリン: 110 円	
甲 スライド単価	p'	軽油: 101 円、ガソリン: 139 円	
M【変更】《油》(甲)		[101 × (55000 + 3000) + 139 × (8000 + 1000)] × 0.9 × 1.05 =	6,718,005
M【変更】《油》(乙)		5770000 + 1271200 =	7,041,200
M【当初】《油》(甲)		[80 × (55000 + 3000) + 110 × (8000 + 1000)] × 0.9 × 1.05 =	5,320,350
変動額 油		6718005 - 5320350 =	1,397,655
単品スライド額	S	1397655 - 5000000 × 0.5 % =	1,147,655

M【変更】《油》(甲)とM【変更】《油》(乙)の金額を比較し、安価となる方を以下の変動額計算に使用する。

← 単品スライド対象の契約金額(P)に対して、1%以上の変動有り  
 ← S = 変動額《油》 - P × 0.5%

「軽油」と「ガソリン」は同品目であるため、合計額に対して足切り1%のチェックを行う点にご注意！！

(様式4-2)

スライド額計算書 燃料油 計算例

工事件名		工事場所	
請負者名		工期 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	
契約金額等  ① 当初設計金額(S) 200,000,000 円 ② 当初契約金額(K) 180,000,000 円 ③ 最終契約金額(F) 210,000,000 円		④ 落札比率  ②÷① 90 %	
⑤ 対象契約金額(契約金額又は同金額から平成20年6月15日以前の既済部分等の契約金額相当額を控除した額)  ⑤ = ③ - ⑥ 50,000,000		⑥ 出来高金額 160,000,000 円	
⑦ M【当初】《鋼》	0 円	④落札比率及び105/100を乗じる	
⑧ M【変更】《鋼》 (甲)計算額	0 円	④落札比率及び105/100を乗じる	
(乙)購入額	0 円	0 円 (甲)計算額と(乙)購入額を比較して安値を採用する	
⑨ 鋼材類の変動額 変動額《鋼》	0 円	⑧ - ⑦	
⑩ 鋼材類の変動率	0 %	⑨ ÷ ⑤ 適用外	
⑪ 鋼材類スライド対象額	0 円	⑩が 1% を超えた場合⑨、それ以外は 0	
⑫ M【当初】《油》	5,320,350 円	④落札比率及び105/100を乗じる	
⑬ M【変更】《油》 (甲)計算額	6,718,005 円	④落札比率及び105/100を乗じる	
(乙)購入額	7,041,200 円	6,718,005 円 (甲)計算額と(乙)購入額を比較して安値を採用する	
⑭ 燃料油の変動額 変動額《油》	1,397,655 円	⑬ - ⑫	
⑮ 燃料油の変動率	2.79 %	⑭ ÷ ⑤ 適用	
⑯ 燃料油スライド対象額	1,397,655 円	⑮が 1% を超えた場合⑭、それ以外は 0	
⑰ スライド金額			
⑱ スライド対象額計	1,397,655 円	⑰ + ⑯	
⑲ 請負者負担額	250,000 円	P = ⑤対象契約金額 × 0.5%	
⑰	1,147,655 円	⑱スライド対象額 - ⑲請負者負担額	
⑳ スライド変更金額(S)	1,093,004 円	⑰ × 100 / 105	
スライド変更金額(S')	1,093,000 円	千円未満切り捨て	
	54,650 円	消費税相当額	
S スライド額	1,147,650 円		

## 第 4 章 アスファルト類

### 4-1 対象材料

・アスファルト混合物、再生アスファルト混合物、アスファルト処理混合物、再生アスファルト処理混合物、ポーラスアスファルト混合物、半たわみ性アスファルト混合物、高耐久性アスファルト混合物、グースアスファルト混合物、石油アスファルト乳剤、改質アスファルト乳剤とする。

- ① 価格上昇要員を明確にする必要があるため、品目の価格が物価資料等(建設物価及び積算資料)で上昇していることを確認する。
- ② 平成 20 年 9 月 12 日時点で実施中の工事や今後新たに発注される工事が請求対象となる。

### 4-2 対象数量

・アスファルト類については、原則、発注者の設計数量(特記仕様書に記載された数量)を対象とする。  
 ・発注者の設計数量に含まれていない、率により計上されているアスファルトの品目についても、その数量の妥当性が客観的に確認できるものは対象数量とすることができる。

- ① 各品目については、原則、特記仕様書や図面等、設計図書に明示されている数量を対象数量とする。この数量について請負者が購入価格、購入先及び購入時期について証明できない場合は、当該材料はスライドの対象としない。

#### 証明された数量と対象数量の考え方

設計図書の数量 ≤ 証明数量 ≤ 設計数量	→ 対象材料。対象数量は証明数量
証明数量 < 設計図書の数量	→ 当該材料は対象材料とならない
設計数量 < 証明数量	→ 対象材料。対象数量は設計数量

- ① 設計図書の数量、設計数量、証明数量の考え方は、2-2 注) を参照。
- ② 急速施工、切削オーバーレイ等の率で積算している「すりつけ費」については、施工費の率(労務費・材料費・機械損料及び運転経費の 0%)より積算していることから、すりつけ費のアスファルト量を抽出することができないため、実施延長(幅・厚さ等)の計算根拠資料が提出された場合は、スライドの対象とすることができる。

### 4-3 請負者への確認事項

・対象数量全量の購入の時期、購入先及び購入価格を証明できる納品書、請求書、領収書の全ての提出を請負者に求めること。  
 ・ただし、自社内での取引の場合、社内書類での購入時期及び購入価格の証明を求めること。

- ① 社内取引で、納品書・請求書・領収書等が存在しない場合は、それに代わる社内書類で購入価格の証明を求める。
- ② 情報公開により、単品スライドの証明資料について開示請求があつた場合には、社内書類も開示する。

#### 4-4 単価(実勢価格の算定)

・ 価格変動後の価格の算定に用いる実勢価格は、対象材料を購入した月の翌月の物価資料の価格とする。

- ① 燃料油と同様、契約と購入がほとんど同時期に行われるものであるため、現場で購入した翌月の物価資料等実勢価格として掲載されている。
- ② 工期末の月については、翌月の物価資料で確認ができないので、購入した月の物価資料の価格とする。

#### 4-5 購入価格の補正方法

・ 2-5による。

#### 4-6 変動額の算定

・ 2-6と同様とする。

#### 4-7 算出例

計算例（工期末が3月のケース）

起工額 100,000,000  
 契約額 90,000,000  
 変更契約額 95,000,000 (P)  
 落札比率 90% (K)

■ M【当初】《As》の算出

材料品調書の  
アウトプットより

発注者(設計価格)

品名	規格	設計単価	対象数量(t)	合計金額
再生アスファルト混合物	密粒度 車道用	7,200	50	360,000
ポーラスアスファルト混合物	低騒音・排水性	11,100	200	2,220,000
アスファルト混合物	粗粒(ポリマー改質Ⅱ型)	9,700	600	5,820,000
計				8,400,000
M【当初】《As》	計 × K(落札比率) × 1.05(消費税相当額)			7,938,000

■ M【変動】《As》の算出 = (乙) 購入額と(甲) 計算額の比較

請負者(購入価格)

搬入月	11月	12月	1月	2月	3月	証明数量(t)	実購入金額	補正購入金額	
再生アスファルト混合物 密粒度 車道用	購入単価		9,600	10,100	10,400				
	使用数量(t)		20	10	20	50	501,000	501,000	
ポーラスアスファルト混合物 低騒音・排水性	購入単価	12,500	13,500	14,000	14,300	14,500			
	使用数量(t)	10	50	60	65	20	2,859,500	2,789,756	
アスファルト混合物 粗粒(ポリマー改質Ⅱ型)	購入単価	11,100	12,100	12,600	12,900	13,100			
	使用数量(t)	30	150	180	180	60	7,524,000	7,524,000	
計								10,814,756	
(乙) 購入額	計 × 1.05(消費税相当額)								11,355,493

注1) 2,859,500(実購入金額) ×  $\frac{200(\text{対象数量})}{205(\text{証明数量})} = 2,789,756(\text{補正購入金額})$

発注者(実勢価格)

搬入月	11月	12月	1月	2月	3月	証明数量(t)	加重平均単価	対象数量(t)	金額
再生アスファルト混合物 密粒度 車道用	物価資料の月 12月	1月	2月	3月	3月				
	実勢単価	8,400	9,400	9,600	9,800	9,800			
	証明数量(t)	0	20	10	20	0	50	9,600	480,000
ポーラスアスファルト混合物 低騒音・排水性	実勢単価	12,300	13,300	13,500	13,700	13,700			
	証明数量(t)	10	50	60	65	20	205	13,475	2,695,000
アスファルト混合物 粗粒(ポリマー改質Ⅱ型)	実勢単価	10,900	11,900	12,100	12,300	12,300			
	証明数量(t)	30	150	180	180	60	600	12,070	7,242,000
計									10,417,000
甲計算額	計 × K(落札比率) × 1.05(消費税相当額)								9,844,065

※工期末の月の実勢単価は、搬入した月の物価資料とする。

注2) 加重平均単価 =  $\frac{11月(12,300 \times 10) + 12月(13,300 \times 50) + 1月(13,500 \times 60) + 2月(13,700 \times 65) + 3月(13,700 \times 20)}{205(\text{証明数量})} = 13,475$

(乙) 購入額 11,355,493 > (甲) 計算額 9,844,065 …… M【変更】《As》

安い(甲) 計算額を使用

変動額 = M【変動】《As》 - M【当初】《As》 = 9,844,065 - 7,938,000 = 1,906,065

■ スライド対象の判定

スライド判定額 = 1,906,065 - P × 1 / 100  
 = 1,906,065 - 950,000 = **956,065**

スライド【対象】

対象工事費の1%を  
超えているので、単  
品スライドの対象

■ スライド額の算出

スライド額(S) = 1,906,065 - P × 0.5 / 100  
 = 1,906,065 - 475,000 = **1,431,065**  
 (475,000は請負者負担)

スライド額計算書 AS類 計算例		(様式4-2)
工事件名	工事場所	
請負者名	工期 自平成 0 年 月 日 至平成 0 年 月 日	
契約金額等  ① 当初設計金額(S) 100,000,000 円 ② 当初契約金額(K) 90,000,000 円 ③ 最終契約金額(F) 95,000,000 円	④ 落札比率  ② ÷ ① 90 %	
⑤ 対象契約金額(契約金額又は同金額から平成20年6月15日以前の既済部分等の契約金額相当額を控除した額)		
⑤ = ③ - ⑥	95,000,000	⑥ 出来高金額 0 円
⑦ M【当初】《As》	7,938,000 円	④落札比率及び105/100を乗じる
⑧ M【変更】《As》 (甲)計算額	9,844,065 円	④落札比率及び105/100を乗じる
(乙)購入額	11,355,493 円	(甲)計算額と(乙)購入額を比較して安値を採用する
	9,844,065 円	
⑨ AS類の変動額 変動額《鋼》	1,906,065 円	⑧ - ⑦
⑩ AS類の変動率	2 %	⑨ ÷ ⑤ 適用
⑪ AS類スライド対象額	1,906,065 円	⑩が 1% を超えた場合⑨、それ以外は 0
⑫ M【当初】《 》	0 円	④落札比率及び105/100を乗じる
⑬ M【変更】《 》 (甲)計算額	0 円	④落札比率及び105/100を乗じる
(乙)購入額	0 円	(甲)計算額と(乙)購入額を比較して安値を採用する
	0 円	
⑭ の変動額 変動額《油》	0 円	⑬ - ⑫
⑮ の変動率	0 %	⑭ ÷ ⑤ 適用外
⑯ スライド対象額	0 円	⑮が 1% を超えた場合⑭、それ以外は 0
⑰ スライド金額		
⑱ スライド対象額計	1,906,065 円	⑪ + ⑯
⑲ 請負者負担額	475,000 円	P = ⑤対象契約金額 × 0.5%
⑰	1,431,065 円	⑱スライド対象額 - ⑲請負者負担額
⑳ スライド変更金額(S)	1,362,919 円	⑰ × 100/105
スライド変更金額(S)	1,362,000 円	千円未満切り捨て
	68,100 円	消費税相当額
S スライド額	1,430,100 円	

## 第 5 章 その他の資材

### 5-1 対象材料

#### 5-1-1 対象材料の考え方

・「その他の資材」（鋼材類、燃料油及びアスファルト類以外）であって、価格上昇要因が明確である材料については、その品目の特性にあわせ、品目ごとに鋼材類又は燃料油に準じ適用する。

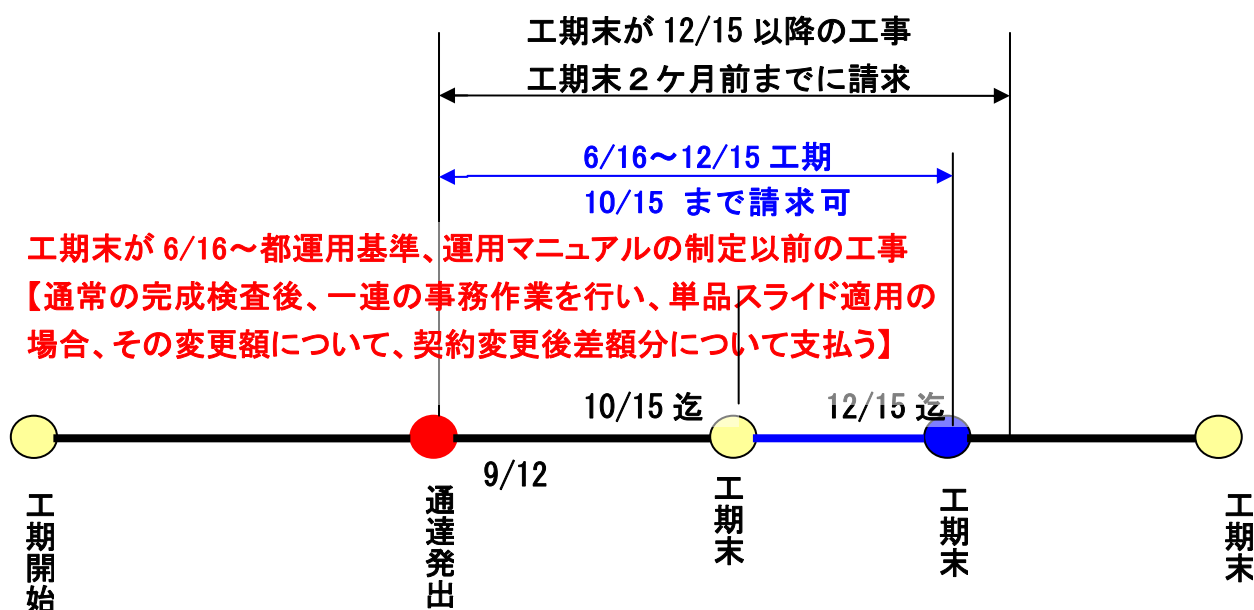
- ① 変動額算定ルールは、3 品目と同様に、単一品目の価格変動によって請負代金額が 1% を超えて変動した場合とし、対象工事費の 0.5% を超える部分を発注者が負担する。算定方法は鋼材類の計算方法に準じ、提出資料なども鋼材類の方法を踏襲する。
- ② ただし、価格上昇要因を明確にする必要があるため、品目の価格が物価資料等（建設物価及び積算資料）で上昇していることを確認する。
- ③ その他の資材（「鋼材類」、「燃料油」及び「アスファルト類」以外）の各品目類についての設定は、財務局経理部総務課契約調整担当と協議することとなっているため、監督員より経理部契約課及び計画調整部技術開発課と調整すること。
- ④ 「その他の資材」は、平成 20 年 9 月 12 日時点で、実施中の工事や今後新たに発注される工事が請求対象となる。

## 第 6 章 請求等手続き及び提出様式

### 6-1 請求時期

- ・ 工期末の 2 ヶ月前までに請求を行う。
- ・ 周知期間等を考慮した緩和措置として、工期末が平成 20 年 12 月 15 日以前の工事は、工期内であれば平成 20 年 10 月 15 日まで請求を行う。
- ・ 適用日以降、平成 20 年 10 月 15 日までに工期满了する契約であって、「単品スライド条項の適用により契約変更が想定される工事にあつては、工期满了前までに、単品スライド条項適用による契約変更額が確定した段階で、契約変更手続きにより、当該金額を精算する。」旨、甲乙間で協議書を取り交し、金額が確定した段階で契約変更を実施する。

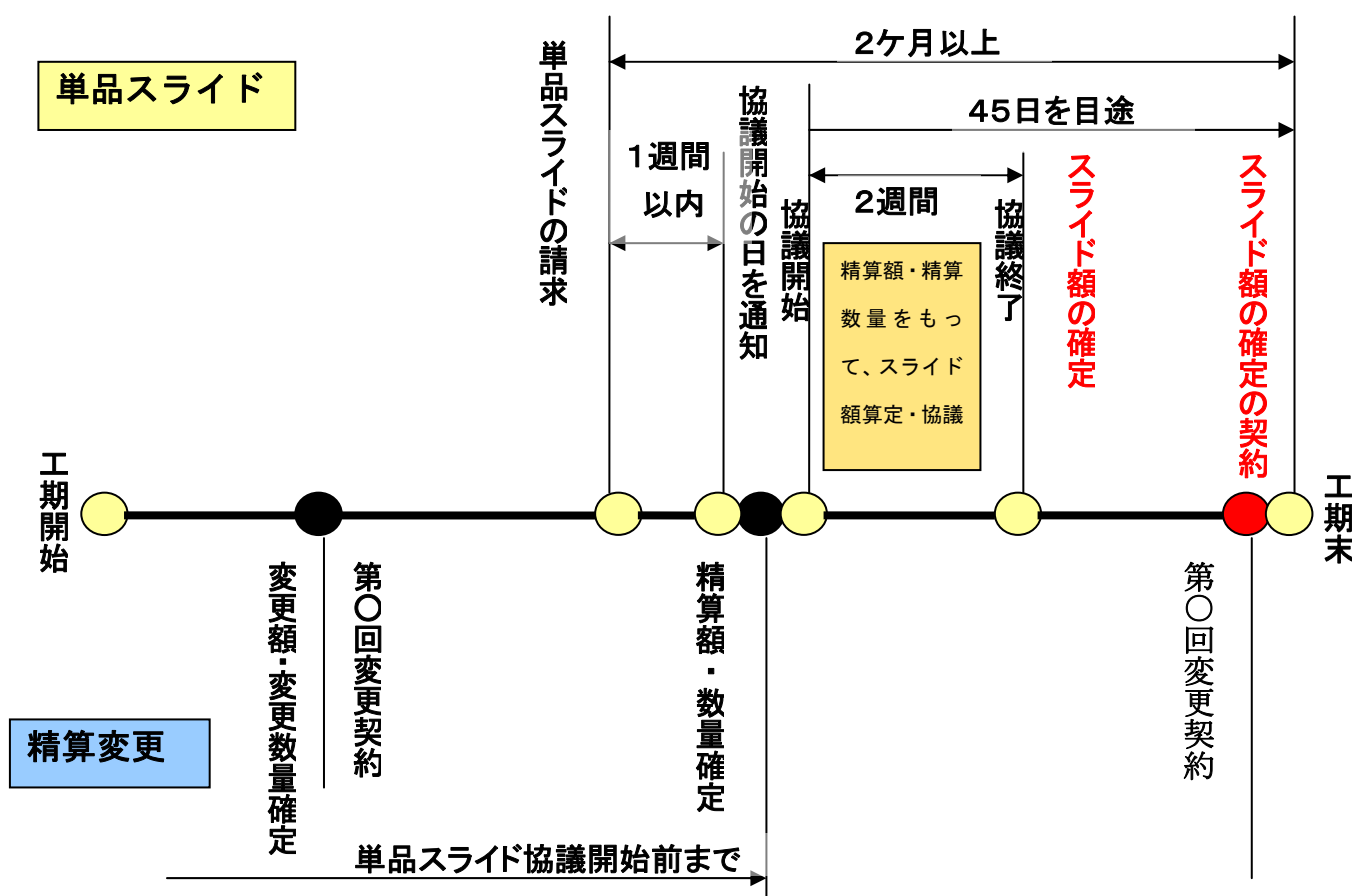
- ① 単品スライド条項の請求は、工期内に必要な協議期間及び契約変更手続きに要する期間が確保できるよう、工期末の 2 ヶ月前までを原則とする。
- ② しかしながら、通達発出後の周知期間、東京都運用基準策定の遅れなど、請負者の適用申請や当局の適用条件の確認、変更作業など一連の事務作業を考慮し、平成 20 年 6 月 16 日現在工事中で、工期末が平成 20 年 10 月 15 日までに工期末を迎える工事については、「単品スライド条項の適用により契約変更が想定される工事にあつては、工期满了前までに、単品スライド条項適用による契約変更額が確定した段階で、契約変更手続きにより、当該金額を精算する。」旨、甲乙間で協議書(様式-3)を取り交わし、金額が確定した段階で契約変更を実施の後、その差額分について支払いを行うものである。
- ③ また、東京都運用基準及び本マニュアル制定以前に工期が満了する工事にあつては、単品スライド条項の適用について、申出があつた時点で、協議が整つたものとみなすこととし、協議書を取り交わす。  
これは、既に完了検査済(完了に伴う契約代金の支払い済のもの)の工事も、善意の解釈(口頭協議がされているものとして)のもと、書面協議書を取り交し、契約変更を行うことである。



## 6-2 協議手続き

- ・スライド額の算定にあたっては、「対象工事費・対象数量」は、「最終的な全体工事費・契約数量」をもって行う事が原則であることから、協議開始日まで、スライド分を除く精算変更をする事が必要である。
- ・その後、甲乙協議の上、スライド額を確定し、最終請負代金額を確定する。

① 最終的な数量の確定までに期間を要する場合などこれによりがたい場合も想定される。この場合は、請負者及び本局主管課とも十分な調整の上実施すること。



### 6-3 設計変更の手続き

- ・スライド額の算定にあたって、「対象工事費・対象数量」は、「最終的な全体工事費・契約数量」をもって行うことが原則であることから、スライド分を除く設計変更を事前に行う必要がある。

最終的な数量の確定までに期間を要する場合、設計変更とスライドによる変更を同時に行うなど、十分調整を図る。

### 6-4 既済部分検査

- ・既済部分検査時に、要請がある場合、単品スライド条項を適用することができる旨を記載するものとする。

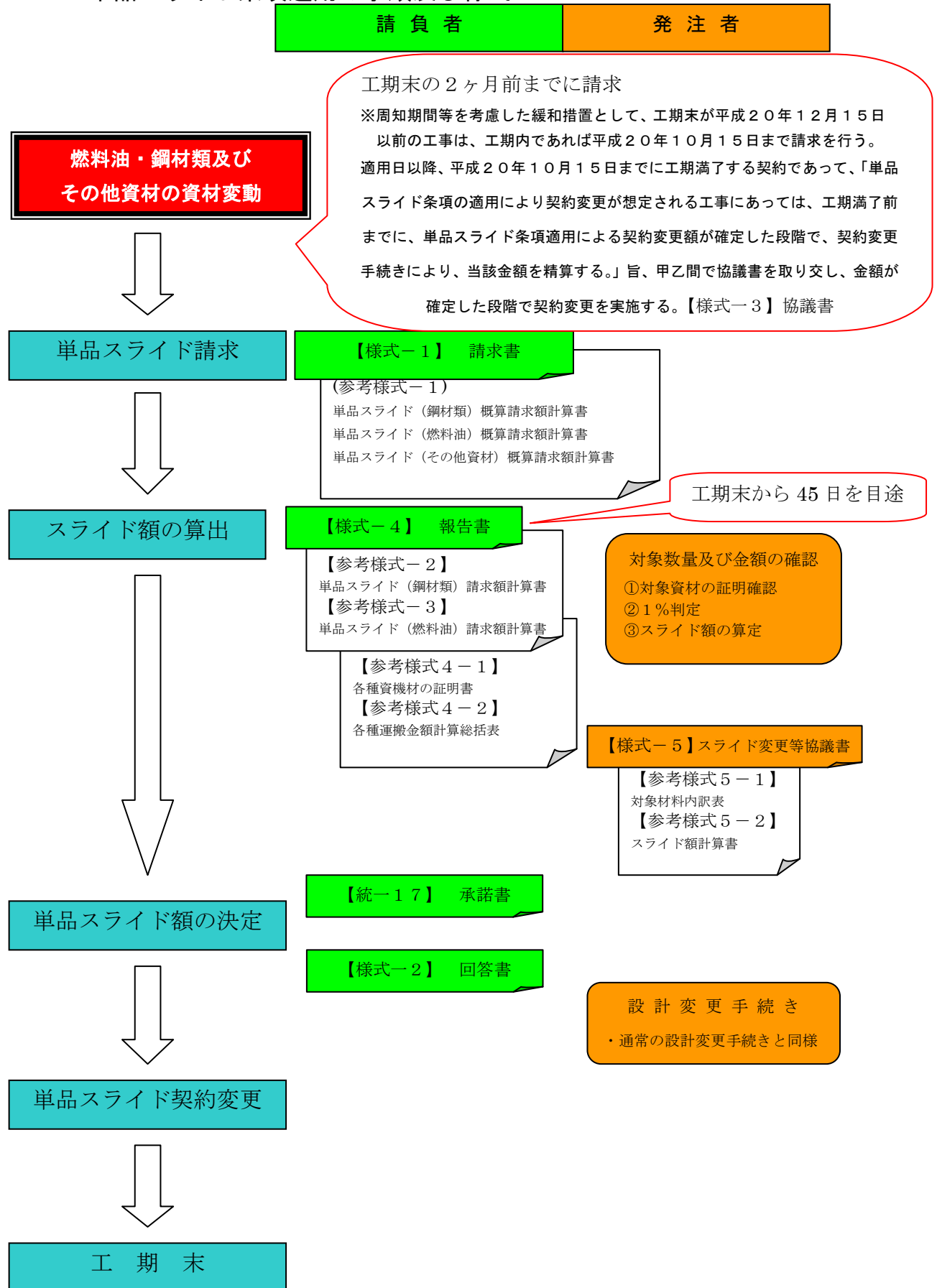
- ① 平成 20 年 6 月 16 日以降に既済検査を実施する場合は、その部分について請負者がスライド適用の請求対象としたい旨の要請がある場合は、出来高部分の確認を甲に請求する際、その旨を「請負工事既済部分検査請求書」に併せて記載する。

### 6-5 部分引き渡しにかかる指定部分の取り扱い

- ・部分引き渡しを行う「指定部分」は、指定部分の工期の 2 ヶ月前までに請求。

- ① 平成 20 年 6 月 16 日以降に部分引き渡しを行う指定部分については、その部分のみを対象に単品スライド条項が適用されるため、指定部分の工期 2 ヶ月前までに単品スライド請求を行う。
- ② 指定部分の工期が 12 月 15 日以前のものについては、5-1 と同様に扱う。

## 6-6 単品スライド条項運用の手順及び様式



## 第 7 章 その他

### 7-1 単品スライド条項に関する相談窓口

・ 建設部 工務課			
工務調整係	小岩、大橋、畑中、阿部	電話 5320-6666	内線 52-541~546
設備工務係	岡安、戸叶	電話 5320-6672	内線 52-561~563
・ 計画調整部 技術開発課			
土木設計基準係	中村、石田、本山、鈴木	電話 5320-6622	内線 52-768~769
設備設計基準係	村山、池田、篠原、徳岡	電話 5320-6602	内線 52-765~767
積算システム係	種岡、黒坂、鎌形	電話 5320-6603	内線 52-771

**【添付資料】**

**単品スライド条項運用に関する様式**





(参考様式 - 1)											
契約金額変更請求に係る添付資料											
工事件名 平成■■年度■■建設工事											
品目	規格	単位	数量	当初		購入				差額	備考
				単価	予定金額	単価	金額	購入先	年月		
鋼材類 計											
1 ページ											
燃料油 計											
その他資材 計											
変動額											
注) 記入方法及び本様式以外の提出書類については、工事監督員と打合せのうえ、提出すること。											



(参考様式－2)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

単品スライド(鋼材類) ( 概算請求額 / 請求額 ) 計算書

工事請負契約書第24条第5項に基づく鋼材類の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

工事件名

記

品目	規格	単位	数量	当初単価	当初想定金額	購入単価	購入金額	購入先	購入年月	差額	備考
記載例											
○鋼	○	t	100	110,000	11,000,000	120,000	12,000,000	○○商社	H〇年〇月	1,000,000	
○鋼	○	t	90	110,000	9,900,000	120,000	10,800,000	○○商社	H〇年〇月	900,000	
○鋼	○	t	80	110,000	8,800,000	120,000	9,600,000	○○商社	H〇年〇月	800,000	
					29,700,000		32,400,000			2,700,000	H〇年〇月 計
○鋼	○	t	100	110,000	11,000,000	130,000	13,000,000	○○商社	H〇年△月	2,000,000	
○鋼	○	t	90	110,000	9,900,000	130,000	11,700,000	○○商社	H〇年△月	1,800,000	
○鋼	○	t	80	110,000	8,800,000	140,000	11,200,000	○○商社	H〇年△月	2,400,000	
○鋼	○	t	70	130,000	9,100,000	150,000	10,500,000	○○商社	H〇年△月	1,400,000	
					38,800,000		46,400,000			7,600,000	H〇年△月 計
購入金額小計【鋼材類】					47,600,000		56,000,000			8,400,000	消費税抜き
消費税相当額		%	5		2,380,000		2,800,000			420,000	
鋼材類 合計					68,500,000		78,800,000			10,300,000	○鋼合計
変動額										10,300,000	
単品スライド概算請求額										○○○○○	

(注)

1. 本様式は、鋼材類を請求する場合に使用すること。
2. 購入先、購入単価、購入数量等の資料(納品書等)を添付の上、監督員に提出すること。
3. 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になってもよい。
4. 変動額から請負者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を、別紙に記載すること。
5. 鋼材類の証明資料に不備があり、対象材料の確認ができない場合は、請負契約金額の変更(単品スライド条項の適用)はできない。

(参考様式－3)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

単品スライド(燃料油) ( 概算請求額  
請求額 ) 計算書

工事請負契約書第24条第5項に基づく燃料油の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

工事件名

記

品目	規格	単位	数量	当初単価	当初想定 単価	購入単価	購入金額	購入先	購入年月	使用した 建設機械名	使用目的	証明の 有無	備 考
記載例													
軽油	JIS 2号	L	5000	90	450,000	90	450,000	〇〇石油	HO年4月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	JIS 2号	L	10000	90	900,000	100	1,000,000	〇〇石油	HO年5月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	JIS 2号	L	15000	90	1,350,000	100	1,500,000	〇〇石油	HO年6月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	JIS 2号	L	1000	90	90,000	100	100,000	〇〇石油	HO年6月		各資材運搬	有	様式2-1
軽油	JIS 2号	L	14000	90	1,260,000	100	1,400,000	〇〇石油	HO年7月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	JIS 2号	L	1000	90	90,000	100	100,000	〇〇石油	HO年7月		各資材運搬	有	様式2-1
軽油	JIS 2号	L	200	90	18,000	100	20,000	〇〇石油	HO年7月		各機材運搬	有	様式2-1
軽油	JIS 2号	L	5000	90	450,000	110	550,000	〇〇石油	HO年8月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	JIS 2号	L	1000	90	90,000	100	100,000	〇〇石油	HO年9月		現場内重機	有	別添〇〇
購入数量(証明済み)合計			52200		4,698,000		5,220,000						
軽油	JIS 2号	L	2000				0	〇〇石油	HO年10月	ダンプ	現場~〇〇地先 (流用先)運搬	無	別添〇〇
軽油	JIS 2号	L	2000				0	〇〇石油	HO年11月	ダンプ	現場~〇〇地先 (流用先)運搬	無	別添〇〇
軽油	JIS 2号	L	1000				0	〇〇石油	HO年12月	ダンプ	現場~〇〇地先 (流用先)運搬	無	別添〇〇
購入数量(未証明)合計			5000										
変動額													
単品スライド概算請求額													

- (注) 1. 本様式は、燃料油を請求する場合に使用すること。  
 2. 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料(納品書等)を添付の上、併せて監督員に提出すること。  
 証明できない場合は、数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。  
 3. 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、別紙にとりまとめるものとする。ただし、同一の品目で同一年月でも複数の単価がある場合は、区分するものとする。  
 また、当該品目が同一月で複数の工種や機械で使用されている場合、監督員より工種や使用機械毎等の内訳を提出するように要求があった場合など、追加資料を提出するものとする。  
 4. 変動額から請負者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を、別紙に記載すること。

【参考様式 4-1】

各種資機材の材料証明書

品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	出荷元	搬入年月	運搬費の内燃料代									
								品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	購入先			
記載例																	
再生砕石	RC-40	m3	3,000	2,000	6,000,000	〇〇砕石	H20年6月	軽油	2号	リットル	700	90	63,000	〇〇石油			
								軽油	2号	リットル	300	90	27,000	□□石油			
再生砕石	RC-40	m3	3,000	2,000	6,000,000	〇〇砕石	H20年7月	軽油	2号	リットル	700	90	63,000	〇〇石油			
								軽油	2号	リットル	300	90	27,000	□□石油			
重建設機械	ブル 2t	回				△△リース	H20年7月	軽油	2号	リットル	200	90	18,000	〇〇石油			
										計	2,200						

【参考様式 4-2】

建設機械の貨物自動車等による運搬にかかる運搬金額計算書総括表

記載例

建設機械名・規格	路面切削機			機械搬入所在地	現場所在地						機械搬出場所					
機械名	運搬車両			運賃										=	合計	
	規格 (t積)	運搬距離 (km)	積載重量 (t)	基本運賃	×(1+	特大品	+	悪路	+	深夜早朝	+	冬期割増	)+			地区割増・その他
セミトレーラ	30	20	29	30,000	×(1+	0.7	+	0	+	0	+	0	)+	2,650	=	53,650
					×(1+		+		+		+		)+		=	0
					×(1+		+		+		+		)+		=	0
					×(1+		+		+		+		)+		=	0
					×(1+		+		+		+		)+		=	0

建設機械の分解、組立及び輸送にかかる運搬金額計算書総括表

記載例

建設機械名・規格	ブルドーザ 21t級			機械搬入所在地	現場所在地						機械搬出場所					
機械名	運搬車両			運賃										=	合計	
	規格 (t積)	運搬距離 (km)	積載重量 (t)	基本運賃	×(1+	特大品	+	悪路	+	深夜早朝	+	冬期割増	)+			地区割増・その他
セミトレーラ	20	50	19.973	31,860	×(1+	0.7	+	0	+	0	+	0	)+	2,090	=	56,252
トラック	4	50	1.322	14,700	×(1+	0.6	+		+		+		)+	950	=	24,470
					×(1+		+		+		+		)+		=	0
					×(1+		+		+		+		)+		=	0
													小計片道			80,722
													合計往復			161,444

仮設材(鋼矢板、H形鋼、覆工板等)の運搬にかかる運搬金額計算書総括表

記載例

建設機械名・規格	H形鋼			機械搬入所在地	現場所在地						機械搬出場所				
機械名	運搬車両			運賃										=	合計
	規格 (t積)	運搬距離 (km)	台数 (台)	基本運賃	数量(t)	×(	基本運賃 (t)	×(1+	深夜早朝	+	冬期割増	)+	その他		
セミトレーラ	20	18	5	H鋼(12m以内)	95	×(	2,500	×(1+	0	+	0	)+	0	)=	237,500
						×(		×(1+		+		)+		)=	0
						×(		×(1+		+		)+		)=	0
						×(		×(1+		+		)+		)=	0
						×(		×(1+		+		)+		)=	0





(参考様式 5 - 2)

スライド額計算書

工事件名 街路築造工事(〇〇〇-〇〇)	工事場所	
請負者名	工期 自平成 20 年 月 日 至平成 20 年 月 日	
契約金額等	④ 落札比率	
① 当初設計金額(S) 100,000,000 円	②÷① 0.945	
② 当初契約金額(K) 94,500,000 円		
③ 最終契約金額(F) 95,000,000 円		
⑤ 対象契約金額(契約金額又は同金額から平成20年6月15日以前の既済部分等の契約金額相当額を控除した額)		
⑤ = ③ - ⑥ 95,000,000	⑥ 出来高金額 0 円	
⑦ M【当初】《鋼》 18,000,000 円	④落札比率及び105/100を乗じる	
⑧ M【変更】《鋼》 (甲)計算額 26,250,000 円	④落札比率及び105/100を乗じる	
(乙)購入額 27,300,000 円		
	26,250,000 円 (甲)計算額と(乙)購入額を比較して安値を採用する	
⑨ 鋼材類の変動額 変動額《鋼》 8,250,000 円	⑧-⑦	
⑩ 鋼材類の変動率 8.68 %	⑨÷⑤ 適用	
⑪ 鋼材類スライド対象額 8,250,000 円	⑩が 1% を超えた場合⑨、それ以外は 0	
⑫ M【当初】《油》 3,150,000 円	④落札比率及び105/100を乗じる	
⑬ M【変更】《油》 (甲)計算額 3,675,000 円	④落札比率及び105/100を乗じる	
(乙)購入額 3,570,000 円		
	3,570,000 円 (甲)計算額と(乙)購入額を比較して安値を採用する	
⑭ 燃料油の変動額 変動額《油》 420,000 円	⑬-⑫	
⑮ 燃料油の変動率 0.44 %	⑭÷⑤ 適用外	
⑯ 燃料油スライド対象額 0 円	⑮が 1% を超えた場合⑭、それ以外は 0	
⑰ スライド金額		
⑱ スライド対象額計 8,250,000 円	⑪+⑯	
⑲ 請負者負担額 950,000 円	P=⑤対象契約金額×1%	
⑰ 7,300,000 円	⑱スライド対象額 - ⑲請負者負担額	
⑳ スライド変更金額(S) 6,952,380 円	⑰×100/105	
スライド変更金額(S') 6,952,000 円	千円未満切り捨て	
	347,600 円 消費税相当額	
S スライド額	7,299,600 円	

統一 17

# 承 諾 書

平成 年 月 日

(発注者あて)

殿

住所

請負者

氏名 (法人の場合は  
名称及び代表者の氏名)

印

平成 年 月 日付

第 号による スライド変更等協議書

については異議がないので承諾します。



